

豊後大野市 地域強靱化計画

令和2年1月策定
(令和8年9月改定)

目 次

第1章	計画策定の趣旨	1
第2章	強靱化の基本的な考え方	2
第3章	対象とする自然災害	4
第4章	脆弱性評価	7
第5章	地域強靱化の推進方針	11
第6章	計画の推進と不断の見直し	32
《用語の説明》		33
《別紙1》	施策グループごとの推進方針	36
《別紙2》	起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	49
《別紙3》	施策分野ごとの脆弱性評価結果	58

第1章 計画策定の趣旨

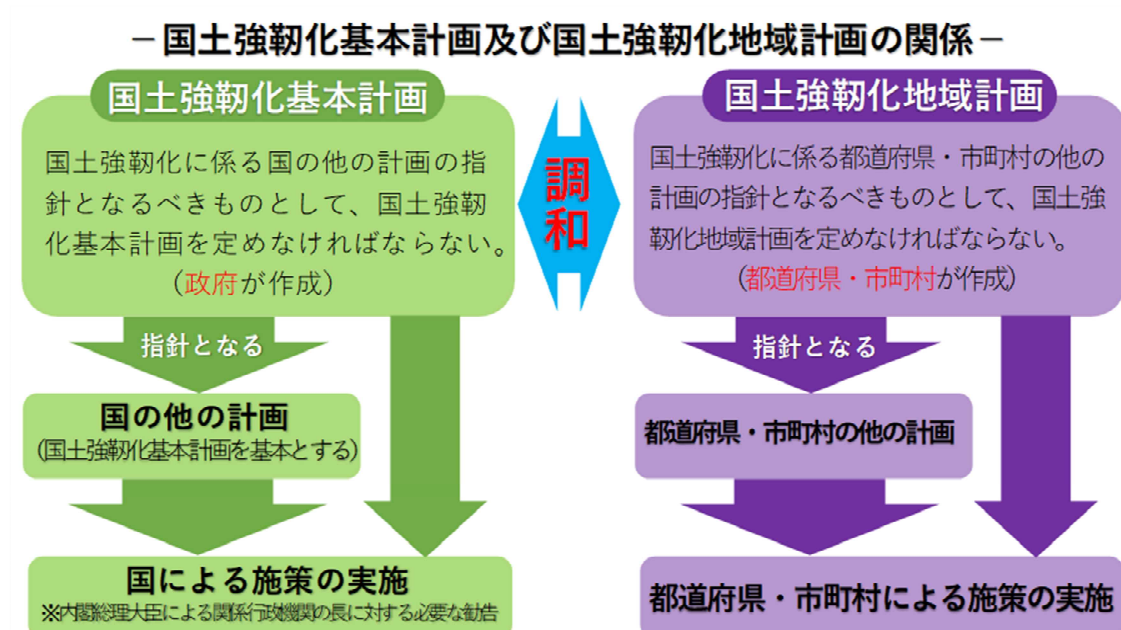
「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。平成25年12月公布・施行、令和5年6月改正）の前文では、南海トラフ地震や首都直下型地震等の大規模自然災害等の脅威に触れた上で、「今すぐにも発生しうる大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」としている。

国においては、この基本法に基づき、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を平成26年6月に策定している。この計画を基に関係する国の計画等を必要な見直しを進めることにより国土強靱化に関する施策を推進し、強靱な国づくりを計画的に進めていくとしている。

また、これを受けて、県においても「大分県地域強靱化計画」を平成27年11月に策定しており、強靱な県土づくりを計画的に進めていくとしている。

本市においても、熊本地震など近年の大規模地震や、これまでに経験をしたことがない豪雨や年々巨大化する台風などの自然災害、そして、今後30年以内に60～90%程度以上の確率で発生するといわれている南海トラフ巨大地震が危惧される中、市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりを計画的に推進するために、「豊後大野市国土強靱化地域計画」を令和2年1月に策定している。

その後、国・県においては、令和2年7月豪雨をはじめとする様々な大規模災害が頻発していることから、それらの災害から得られた教訓や社会情勢の変化等を反映し計画の改定を行っている。本市においても第1期の総括を踏まえ、また、令和6年1月に発生した能登半島地震における災害対応・事前準備等の教訓を踏まえ、本計画を見直すこととした。



第2章 強靱化の基本的な考え方

1 基本目標及び基本方針

国土強靱化基本計画及び大分県地域強靱化計画を踏まえ、4つの基本目標及び4つの基本方針を設定し、地域強靱化を推進する。

(1) 基本目標

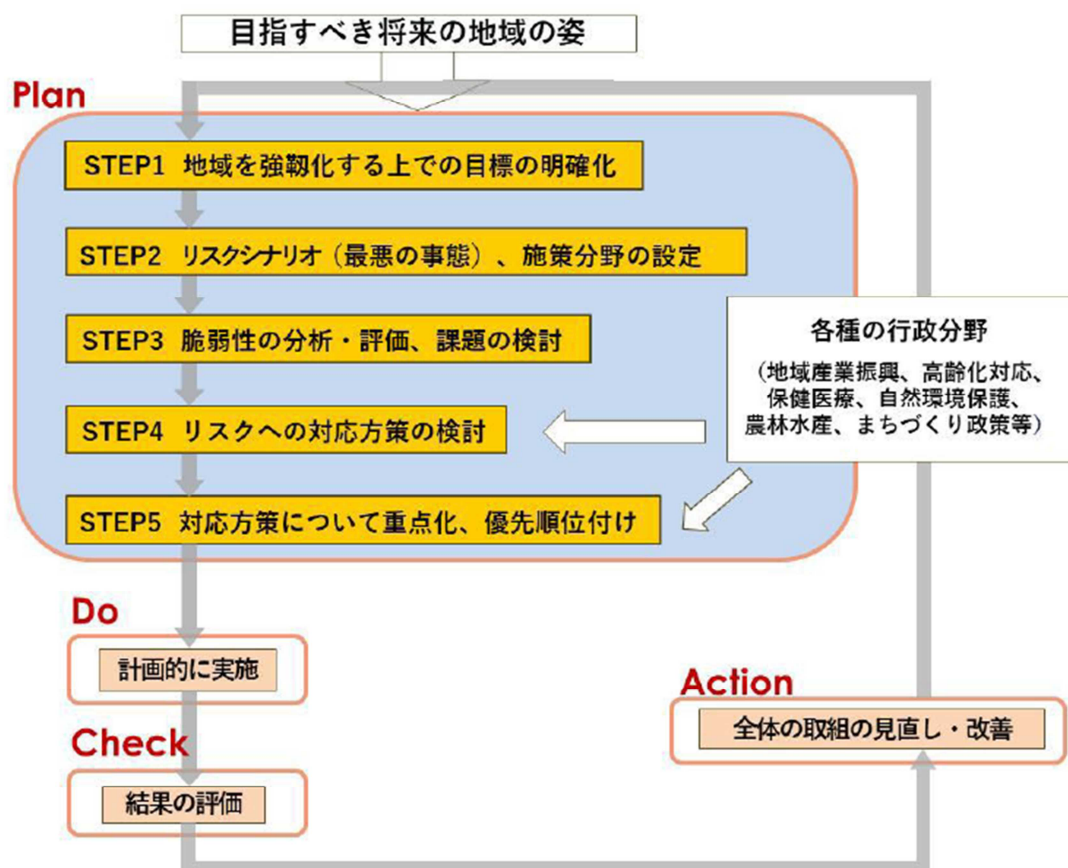
- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- ④ 被害の迅速な復旧復興が図られること。

(2) 基本方針

- ① 市民の生命と財産を守る防災インフラ*の整備・管理
- ② 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフライン*の強靱化
- ③ デジタル等の活用や災害対応の官民連携など地域強靱化施策の高度化
- ④ 人的被害ゼロに向けた地域防災力の強化

2 基本的な進め方

「地域強靱化」は、いわば本市のリスクマネジメント*であり、以下のPDCAサイクル*を繰り返すことにより、本市全体の強靱化の取組を推進する。



このような、PDCA サイクルの実践を通じて、課題解決のために必要な政策やプログラムの重点化・優先順位付けに関する不断の見直しを行う。このため、脆弱性評価*手法の改善、施策の効果の評価方法の改善（進捗管理のための定量的な指標の導入、見直し等）、プログラムごとの目標の設定と進捗管理の実施、重要な課題に対応するための仕組みの導入など、強靱化の取組を順次ステップアップする。

第3章 対象とする自然災害

1 本市の特性

(1) 地勢

本市は、県の南西部に位置し、大分市、臼杵市、佐伯市、竹田市、宮崎県の高千穂町、日之影町と接している。東西に22km、南北に31km、総面積 603.14km²、市本庁舎は、東経131度35分04秒、北緯32度58分39秒、海拔133mに位置する。

本市の最低地は犬飼町下津尾の大野川沿いで標高30m、最高地は祖母山山頂で標高1,756mである。

臼杵川河口から熊本県八代を結ぶ臼杵―八代構造線という大規模な断層が、市の東から西にやや斜めに走っている。臼杵―八代構造線は、九州の地質区を2分する大規模なもので、その北側と南側はそれぞれ内帯・外帯と呼ばれる。内帯には花崗岩類や変成岩類などからなる領家帯等が分布する。外帯には北から秩父帯、四万十帯が仏像構造線を挟んで分布する。これらは、主に古生界～中生界の砂岩、頁岩などの堆積岩類などからなるが、秩父帯には花崗岩類、変成岩類、石灰岩などがレンズ状に挟まれている部分があり、その一部では鍾乳洞が見受けられる。

これらの一帯に本市の主要山塊がほとんど入っており、山岳～高台～河川～溪流が複雑に入り込み、起伏に富んだ急傾斜地帯がかなり多い。

河川は、大野川水系で平井川、緒方川、奥岳川、茜川、三重川、中津無礼川、奥畑川等の支流に大別される。これらは、阿蘇火砕流の分布地域を流れるため、深い峡谷や滝などがみられる。

土壌は、全般的に阿蘇火砕流による火山灰土及び粘土質土壌からなっており、災害には弱い地質である。

(2) 気象

気象は、おおむね温暖で、四季を通じて雨量は多く、年間の平均雨量は1,801mm、平均気温は15.3度であり、内海型気候区、南海型気候区、山地型気候区の3つの気候区に属している。

風は全般的に弱く年平均2～3m/sで、冬は北西、夏は南西の季節風が多い。樹木及び農作物の繁茂には適しているが、夏から秋にかけては、台風の通過によって著しい被害を受けることがある。

2 対象とする自然災害

本計画の災害リスクは、以下のような市内全域に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象とする。

(1) 豪雨・台風

近年、本市での大規模な豪雨災害・台風は、平成2年7月2日の梅雨前線による集中豪雨、平成5年9月3日の台風第13号、平成24年7月の九州北部豪雨、平成29年7月の九州北部豪雨、同年9月の台風第18号などがある。過去において死者を伴う災害は、昭和26年10月のルース台風など5件あり、直近では1名の犠牲者を出した平成29年9月の台風第18号がある。これら既往の風水害と

同程度の災害に加え、昭和57年の長崎豪雨、平成5年の鹿児島豪雨、最近では平成30年の西日本豪雨や、令和2年7月の熊本豪雨などにみられた線状降水帯を伴う集中豪雨や、令和元年の東日本台風による大災害の発生も懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を本計画の想定災害と位置づけるものである。

(2) 地震

大分県における海溝型地震と活断層型地震に係る過去の活動間隔や地震の発生確率から、南海トラフの巨大地震を喫緊の課題として捉え、防災・減災対策を推進し、活断層型地震に対する対応については、国の調査研究等の動向を踏まえて、中期的な課題として、今後検討していくものとする。

想定する地震としては、南海トラフ地震、中央構造線断層帯による地震、周防灘断層群（主部）、日出生断層帯、万年山-崩平山断層帯、プレート内地震としている。

とりわけ、南海トラフを領域とするマグニチュード8～9規模の海溝型地震が発生する確率は、今後30年以内に60～90%程度以上とされ、広域に影響を及ぼすと想定されている。

この南海トラフ地震について、大分県は「大分県津波浸水予測調査」及び「大分県地震津波被害想定調査」を実施しており、上記震源域のうち本市の最大震度が震度6弱以上となる地震については次のとおりである。

○本市の最大震度

区分	南海トラフ巨大地震	万年山-崩平山断層帯	プレート内地震
豊後大野市	6 強	6 弱	6 強
大分県	6 強 (大分市、佐伯市ほか)	7 (大分市、日田市、竹田市、由布市ほか)	6 強 (大分市、別府市ほか)

(出典：豊後大野市地域防災計画（令和8年3月改訂版）)

○人的被害の想定

区分	冬 5 時				夏 12 時				冬 18 時			
	死者	重篤者	重傷者	中等傷者	死者	重篤者	重傷者	中等傷者	死者	重篤者	重傷者	中等傷者
豊後大野市	8	0	1	11	7	0	1	10	6	0	0	9
大分県	15,177	3	3,990	7,957	20,076	5	1,732	3,673	19,515	3	1,611	3,350

(出典：豊後大野市地域防災計画（令和8年3月改訂版）)

○建物等被害の想定想定

(揺れによる建物被害)

区分	全壊	半壊
豊後大野市	642 棟	1,706 棟
大分県	2,899 棟	7,367 棟

(液状化による建物被害)

区分	全壊	半壊
豊後大野市	84 棟	125 棟
大分県	2,244 棟	3,663 棟

(急傾斜地崩壊による建物被害)

区分	全壊
豊後大野市	1 棟
大分県	7 棟

(火災による建物被害(焼失))

区分	冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時
豊後大野市	0 棟	1 棟	2 棟
大分県	0 棟	4 棟	15 棟

(急傾斜地崩壊による建物被害)

区分	塀数	倒壊
豊後大野市	17,875 件	1,976 件
大分県	297,378 件	17,827 件

(出典：豊後大野市地域防災計画（令和 8 年 3 月改訂版）)

第4章 脆弱性評価

1 評価手順

(1) 想定するリスク

市民生活・市民経済に影響を及ぼすことが予想される災害リスクとしては、南海トラフ地震、これまで経験したことのない集中豪雨、巨大台風などの大規模自然災害を想定した評価を実施した。

(2) 施策分野

下記のとおり8つの個別施策分野と6つの横断的分野を設定した。

<個別施策分野>

- ① 行政機能／消防等／防災教育等
- ② 住宅・都市／環境
- ③ 保健医療・福祉
- ④ エネルギー／情報通信／産業構造
- ⑤ 交通・物流
- ⑥ 農林水産
- ⑦ 国土保全
- ⑧ 地域防災

<横断的分野>

- A リスクコミュニケーション
- B 地域の生活機能の維持・地域の活性化
- C 防災教育・人材育成
- D 官民連携
- E 老朽化対策
- F デジタル活用

(3) 目標と起きてはならない最悪の事態

基本法第17条第3項により、6つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして22の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	あらゆる自然災害に対して、直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水等に伴う浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊や河川の越流、防災インフラの損壊によるものを含む）
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊＊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生
2	救急・救助、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	大規模な自然災害と感染症との同時発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、被災者の健康管理の不全による死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーン＊の寸断等による企業の生産力低下
		4-2	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能停止
		5-3	上下水道施設等の長期間にわたる機能停止
		5-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	災害対応・復旧復興を支える人材（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-2	地域コミュニティ＊の崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物＊の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	貴重な文化財や環境資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		6-5	事業用地の取得、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

（４）評価の実施手順

大規模自然災害等に対する脆弱性評価は、リスクに対してどこに脆弱性があるのかを検討するもので、施策を効率的・効果的に進める上で必要不可欠なプロセスである。また、国及び県や民間事業者等が独自に行っている取組等も、必要に応じて評価の対象に含めることとする。

脆弱性評価は、国が実施した手法を参考に、以下の手順で実施した。

- ① 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策を抽出する。
- ② 個別の施策の課題を分析するとともに、達成度や進捗を把握する。
- ③ ①で抽出した施策を部局横断的な「プログラム」として整理する。
- ④ ②の分析をもとに各プログラムの達成度や進捗を把握する。
- ⑤ プログラムごとの現状の脆弱性を総合的に分析し評価を行う。
- ⑥ 施策分野ごとの現状の脆弱性を総合的に分析し評価を行う。

２ 評価結果（まとめ）

評価結果は、別紙２及び別紙３のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価のポイントは以下のとおりである。

（１）市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

頻繁・激甚化する水災害等には、国や県、企業、住民など、あらゆる関係者と協働して流域全体で行う流域治水や土砂災害対策を推進し、気候変動等による将来の自然災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。

また、南海トラフ巨大地震などの巨大地震から地域の安全・安心を守るため、令和６年１月に発生した能登半島地震での教訓も踏まえ、橋梁や住宅等の耐震化などの地震対策に取り組む必要がある。

加えて、高度経済成長期以降に整備したインフラの老朽化が急速に進んでいることから、将来にわたってインフラの機能を確保するため、戦略的なインフラメンテナンスを推進する必要がある。

（２）経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

テクノロジーの発展、産業基盤のデジタル化・高度化といった社会経済構造の変化に対応し、自然災害発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靱化を図る必要がある。

（３）デジタル等の活用や災害対応の官民連携など地域強靱化施策の高度化

デジタルが持つ、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、災害への対応力を強化する必要がある。

また、情報格差の拡大等を背景に複雑化する社会状況を踏まえ、デジタル技術になじみが薄く、デジタル化の恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細かな取組を一体で推進する必要がある。

さらに、多様化する価値観に即し、本市が直面する災害リスクに対応するため、国や県との適正な連携・補完関係を強化するとともに、民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・協同による取組を推進する必要がある。

また、大規模地震の切迫性の高まりや新興感染症の拡大等を背景に、サプライチェーンの強靱化の重要性が高まっていることを踏まえ、企業による自主的な防災減災投資やBCP*の策定が促進されるよう適切な支援を行う必要がある。

さらに、民間施設において、災害発生時に適切な情報伝達と早期避難が可能となるよう、実践的な防災訓練や避難経路の確認等の備えに対する支援やライフラインを確保するために必要な対策について、行政施設における取組を推進するとともに、必要な支援を行っていく必要がある。

（４）人的被害ゼロに向けた地域防災力の強化

未曾有の人口減少、少子高齢化の加速等、地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、市全体でつなぎ合わせ、高齢者、障がい者、こども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進するとともに、地域における防災力を強化し、自助・共助による住民主体の防災対策を進める必要がある。

自助の意識を向上させるため、小中学校等との連携による防災教育の推進や、地震体験車や、VR 動画など疑似体験ツールの活用や防災アクションデー等を通じた防災意識の醸成、家庭・事業所等における備蓄や家具の転倒防止など、身近な防災対策の促進を図る必要がある。

また、防災士の育成やスキルアップへの支援、自主防災組織との連携強化や要配慮者への支援体制づくりの措置、住民主体による避難所運営に向けた人材育成と訓練の促進など、共助の体制強化に取り組む必要がある。

第5章 地域強靱化の推進方針

地域強靱化に係る施策の取組方針として、以下のとおり強靱化の推進方針を策定した。また、この推進方針は、関係部局等との推進体制を構築し必要な調整を図るなど、相互に関連する事項があるため、主管する部局等を明確にしている。

1 施策分野ごとの推進方針

第4章で設定した8つの個別施策分野と6つの横断的分野について、それぞれの推進方針を以下に示す。

《個別施策分野》

① 行政機能／消防等／防災教育等

- | | |
|-----|--|
| 1-1 | 不特定多数の人が集まる社会教育施設、文化施設等の各施設が災害時対応マニュアルを作成し、災害発生時の避難場所や避難方法について施設利用者等に周知を行うとともに、年1回以上の避難訓練等の実施を推進する。【まちづくり推進課】【社会教育課】 |
| 1-1 | 児童福祉施設、学校施設等の各施設が災害時対応マニュアルを作成し、災害発生時の避難場所や避難方法について園児、児童、施設利用者等に周知を行うとともに、年1回以上の避難訓練等の実施を推進する。【子育て支援課】【学校教育課】 |
| 1-1 | 災害時の園児、児童、施設利用者等の安全確保のため、老朽化した施設の耐震化、大規模改修、維持補修を計画的に行う。【子育て支援課】【学校教育課】 |
| 1-1 | 子どもたちが防災に関する正しい知識を身に付け、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動が取れるよう、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭や学校等における取組を通じて防災教育の推進を図る。【学校教育課】 |
| 1-2 | 不特定多数の利用者が集まる施設において地震による大規模火災が発生した場合、多くの死傷者が発生することが想定されるため、特定用途防火対象物(敷地)の防火管理者は、消防計画の策定が義務付けられていることの周知を図り、計画に伴う避難訓練等の実施、報告について確実に行わせる。【消防本部】 |
| 1-4 | 避難に時間を要する高齢者に対し、シニアクラブの会合において、避難行動や防災・減災についての学習会を開催するなど、「自助」についての取組を促進する。【高齢者福祉課】 |
| 2-1 | 学校避難所については、原則として体育館施設を避難所として使用することとしているが、感染症対策や避難所環境の劣悪化が想定される場合において、校舎等の使用についても考慮する。【総務課】 |
| 2-1 | 指定避難所*における停電対策として、非常用電源の確保、発電機、ポータブル蓄電池等を整備する。【総務課】 |
| 2-3 | 災害時の支援・受援が円滑に行えるよう、大分県常備消防相互応援協定の締結、緊急消防援助隊等の合同訓練により応援態勢を確立する。【消防本部】 |

- 3-1 行政機関の機能不全は、発災後全ての局面の回復速度に直接的に影響することから、強靱化の観点から極めて重要であるため、いかなる大規模災害発生時においても必要な機能を維持する必要がある。このために豊後大野市業務継続計画（BCP）を作成しているが、発災直後の業務レベルの維持を図るため適宜見直しを行うとともに、優先的に取り組むべき通常業務を特定・明示し、その業務に必要な職員の確保を図る。【総務課】
- 3-1 大規模災害発生時、速やかに初動対応体制を確立するために、災害時優先業務、避難所運營業務等を行う職員の参集可能人数の把握を行う。【総務課】
- 3-1 本庁舎及び各支所庁舎は行政機関の中核であり、防災拠点としての役割も重要であることから、停電、断水等に備えた非常用自家発電設備等のライフラインを確保する。【財政課】

② 住宅・都市／環境

- 1-1 施設利用者等の安全確保のため、老朽化した施設の耐震化、大規模改修、維持補修を行う。【まちづくり推進課】 【社会教育課】
- 1-1 地震、風水害等の災害による住宅等の倒壊に伴い多くの被災者が発生し、避難を妨げる等の影響があるため、住宅の耐震化を推進する。【建設課】
- 1-1 老朽化した市営住宅に居住する市民が大規模地震により被害にあわないよう建替、解体、改修等を行う。【建設課】
- 1-2 市街地では古い木造家屋が多く、地震による火災が起きた場合、密集した古い木造家屋地は大規模火災となる懸念があるため、木造家屋の耐震化、老朽空き家取り壊しの補助制度の周知を図る。【建設課】
- 2-6 断水等による避難所でのトイレ環境の悪化に備え、水を使用しない携帯用トイレや簡易トイレの備蓄を充実させる。【総務課】
- 2-6 避難所での衛生環境の悪化を防ぐため、生活ごみやし尿の収集運搬について民間事業者と連携し、体制を構築する。【環境衛生課】
- 3-1 本市の葬斎場が被災し、長期間稼働できない場合や、多数の死亡者により火葬炉が不足する場合に備え、他自治体との災害時相互応援協定を締結する。【環境衛生課】
- 5-3 大規模災害時における浄水場の被災、水道管の破損等により多くの市民へ飲料水・生活用水の提供が滞る事態が予想されることから、長寿命化＊計画を策定し、計画的な施設の更新、耐震化を図る。【上下水道課】
- 5-3 災害時に被災した施設等が早期に復旧できるよう、関係機関と相互応援協定を締結し、資機材の確保を図る。【上下水道課】
- 5-3 下水道処理施設の被災により汚水の処理ができず不衛生な状況が継続することが予想されるため、長寿命化計画を策定し、計画的な施設の更新、耐震化を図る。【上下水道課】
- 6-1 被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士等、災害時に必要となる人材について県と連携して人員の増加・育成に努める。【建設課】
- 6-3 豊後大野市災害廃棄物処理計画に基づき設置している災害廃棄物仮置場等について、

選定地が被災し使用することができない状況も鑑み、なるべく多くの候補地を選定する。

【環境衛生課】

- 6-3 災害の影響が広範囲に及び本市の処理能力を超える場合や、市清掃センターが被災し廃棄物の処理ができなくなる状況に備え、県、他市町村、民間事業者等との協力体制を築き、迅速かつ的確に対応できる体制の構築を図る。【環境衛生課】
- 6-3 災害廃棄物仮置場の設置運営に関しては市職員が行うことが原則であるが、市職員の動員数にも限りがあるため、一般社団法人大分県産業資源循環協会との連携を強化し、豊肥支部に加盟する事業者とともに設置手順や搬出等のレイアウト動線の確認等を行う実践的な訓練を実施する。【環境衛生課】
- 6-3 災害の影響が広範囲に及び本市の収集運搬能力を超える状況に備え、県、他市町村、民間事業者等との協力体制を築き、迅速かつ的確に対応できる体制の構築を図る。【環境衛生課】
- 6-4 文化財が破損した場合の復元は非常に困難であるため未然に防止するための取組が必要である。また自然環境の中では、降雨・太陽光・温度変化等により日々風化していくため、常時において除草等の日常管理を行うとともに文化財・文化的景観の保存のための調査研究を行う。【社会教育課】
- 6-5 大規模災害により多くの方が住家を失った場合には応急仮設住宅の建築が必要となるため、仮設住宅用地として長期間利用できる候補地を確保する。【建設課】

③ 保健医療・福祉

- 2-3 救命効果の更なる向上を目指し、救急救命士の育成等による救急業務の高度化の推進や、医療機関災害派遣医療チーム（DMAT*）との連携強化を図る。【消防本部】
- 2-3 災害初動期の傷病者対応、避難所での医療活動の中心となる DMAT の育成・技能向上は被災者支援の最も要となることから、災害発生時の円滑な支援が行えるよう努める。【市民病院】
- 2-4 災害拠点病院となる市民病院は、災害時にあっても診療を継続する必要があるため、耐震性の確保のほか、食料・医薬品等の備蓄を確保する。【市民病院】
- 2-4 豊後大野市医師会、市内医療機関との連携を強化し、災害時、施設情報共有のために EMIS* の活用や通信機器の多重化などの取組を推進する。【市民病院】
- 2-5 避難所での感染症蔓延を防ぐため、感染症が疑われる避難者を隔離する必要があるため、小中学校体育館以外に使用できる特別教室等を事前に調査し、把握する。【総務課】
- 2-5 避難所での感染症蔓延を防ぐため、マスクやフェイスシールド、消毒液などの感染症対策用の備蓄品を整備する。【総務課】
- 2-5 感染症等の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。また、災害発生時に消毒や公衆衛生活動を迅速かつ的確に実施するための取組を促進する。【市民生活課】
- 2-5 避難所の衛生保持、温度・湿度・換気等の環境整備、手洗い消毒指導などを行うため衛生管理等に関する訓練を定期的に行い、感染症の発生・蔓延を防ぐための取組を促進する。【市民生活課】

- 2-6 全ての小中学校体育館避難所に空調設備がないため、夏季・冬季の避難所利用に備え小中学校体育館以外に使用できる空調設備のある特別教室等を事前に調査・把握する。
【総務課】
- 2-6 被災者の健康状態、精神状態等に関する環境改善の悪化による災害関連死を防ぐためには、市保健師による避難所でのスクリーニング等が重要であることから、避難所訪問体制の構築やスクリーニング技術の向上に向けた取組を行う。【市民生活課】
- 2-6 災害時において一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者等の要配慮者が、その状況に応じて特別な配慮が受けられる福祉避難所を増やし、安心して避難できる体制を構築する。【社会福祉課】

④ エネルギー／情報通信／産業構造

- 4-1 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには企業毎のBCP策定が非常に重要となるためその策定を促進し、その実効性を向上させるため、BCPの重要性の周知及び商工会等と連携した策定支援を行う。【商工観光課】
- 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断等が発生した場合においても避難所での公衆無線LANの使用ができるよう、小中学校体育館に「00000JAPAN」が使用できる設備を配備する。【学校教育課】
- 5-2 大規模災害時に必要となる燃料やLPガス等を確保するために関係事業者との相互応援協定を締結し、市関係施設等への優先的な供給体制を構築する。【総務課】
- 5-2 大規模災害時に速やかに燃料やLPガス等の供給を受けられるよう、平時から協定締結事業者との連携を密にし、定期的な訓練を実施する。【総務課】

⑤ 交通・物流

- 2-1 市道、広域農道、幹線林道において大規模地震による重要構造物の崩落等による物資等の円滑な配送が困難になるため、橋梁やトンネルの定期的な点検、長寿命化対策を行う。【農林整備課】【建設課】
- 2-1 発災後に、迅速な輸送道路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集等必要な体制整備を図る。【建設課】
- 2-2 発生した孤立集落を早期に解消するには迅速な道路啓開が必要となるため、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集等必要な体制整備を図る。【建設課】
- 2-4 発災後に、他地域からの医療チーム等の受け入れには主要幹線道路の早期の啓開が最も重要となることから、迅速な輸送道路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集等必要な体制整備を図る。【建設課】
- 5-4 道路の防災・震災対策や老朽化対策、無電柱化を着実に推進するとともに、災害時の救援活動が行うことができる幹線道路及びこれらを補完する道路網を構築する。【建設課】

⑥ 農林水産

- 1-3 大規模地震や洪水により堤体等が決壊し、下流域の人家や道路等へ被害が生じるおそれがある防災重点農業用ため池を中心に、改修・廃止等の対策を推進する。【農林整備課】
- 4-2 大規模災害発生後に農地や農業用施設に被害にあった農業従事者の農業離れが懸念されるが、地域農業の中核的存在による荒廃農地を出さない取組が期待されることから、集落営農法人や認定農業者との連携強化を図る。【農業振興課】
- 4-2 農村地域の高齢化、人口減少が進む中、地域コミュニティを最大限に活用し農業の有する多面的機能（水源涵養、農地保全、景観形成等）の維持・発揮を図るため、日本型直接支払制度等を推進し、併せて、防護柵やネットの設置等による有害鳥獣被害防止対策を推進する。【農林整備課】
- 4-2 森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を維持するため、再生林の促進や間伐、担い手育成などにより森林整備対策を推進する。【農林整備課】
- 6-2 農業を主とする地域コミュニティの崩壊を防ぐため、集落営農法人や認定農業者等の地域農業の中核的担い手を育成し、連携した取組を行う。【農業振興課】
- 6-2 過疎化、高齢化による荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が懸念される中、中山間地域等直接支払制度により担い手の育成等による農業生産の維持を通じ、農地の保全や地域コミュニティを維持する。【農業振興課】
- 6-2 過疎化、高齢化による耕作放棄地化を防ぎ、有害鳥獣から農作物を守る農地保全対策を推進するため、中山間地域直接支払や多面的機能支払交付金により集落単位で農地の保全を行うとともに地域コミュニティを維持する取組を行う。【農林整備課】

⑦ 国土保全

- 1-4 山地災害発生に備え、治山施設の整備等により防災減災対策を推進する。【農林整備課】
- 1-4 住家建物近辺の急傾斜地の崩壊により多くの被害者が発生するおそれがあることから、急傾斜地対策事業の効率的な運用を推進する。【建設課】
- 2-3 地域での避難支援体制を整備するため、災害時に自力で避難することが困難な方一人ひとりについて、「誰が支援するか」「どこに避難するか」「避難するときはどういう配慮が必要か」などを記載した個別避難計画の作成を推進する。【社会福祉課】
- 6-5 被災地となった土地の境界が明確に分からず復旧復興に支障を来すことに備え、地籍調査事業の進捗を進める。【農林整備課】

⑧ 地域防災

- 1-1 災害発生時に速やかに自分の身を守る行動が取れるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等、市民を対象とした実働的な訓練を実施し、「自助」「共助」の取組を推進する。【総務課】
- 1-2 大規模火災における避難を確実にを行うための対策として、複数の情報伝達体制の整備、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難経路の確認等、訓練を通じて防災意識の向上に繋がる取組を推進する。【総務課】

- 1-3 市民の迅速な避難を促すため、また大雨時の浸水の危険性について周知を図るため、各種河川の洪水ハザードマップ*を作成し、対象地域へ配布する等の取組を行う。【総務課】
- 1-3 ため池ハザードマップを活用し、防災意識の啓発や災害時の避難場所・経路の周知を推進する。【農林整備課】
- 1-4 土砂災害警戒区域や浸水想定区域における危険の周知や警戒・避難体制の整備を行う必要があるため、防災関係機関との連携、情報共有を強化する。【総務課】
- 1-4 土砂災害警戒区域や浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成、避難訓練の実施指導を行い、避難行動の確立を推進する。【総務課】
- 1-4 土砂災害のおそれがある区域について、県の指定箇所をハザードマップ化し、その危険性や早期避難の重要性について広く市民に周知啓発を行う。【総務課】
- 1-4 地域防災力の向上のため、自主防災組織が開催する防災訓練や講習会、防災資機材整備等を支援し、自主防災組織の活性化を推進する。【総務課】
- 2-1 豊後大野市備蓄計画に基づき、被災者支援のための食料や飲料水等の計画的な備蓄を行うとともに、自主防災組織等が開催する防災講習会等で各家庭や地域での備蓄を推進する。【総務課】
- 2-1 災害時における食料や飲料水等支援物資の提供等に関し、民間企業や各種団体、他自治体との相互応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既締結先との連携強化を図る。【総務課】
- 2-2 道路啓開までの間、食料や飲料水の不足が見込まれることから地域での備蓄を推進する必要がある。また、豊後大野市自主防災組織等活動事業補助金を活用した資機材の整備について周知する。【総務課】
- 2-2 孤立集落の状況把握や物資の搬送には防災ヘリやドローンの活用が必須となるため、関係機関と連携した実践的な訓練を実施する。【総務課】
- 2-3 公助による支援の手が届かない場合、自助に加えて自主防災組織が行う共助の取組によって被災者支援を行わなければならない。引き続き自主防災組織の設立、見直しを促し、活動の活性化を支援していく。【総務課】
- 2-3 防災意識の啓発や地域の防災リーダーとして地域住民の防災意識の向上の取組が期待される防災士を継続して養成・育成していく。【総務課】
- 2-3 災害対応を迅速かつ効率的に行うためには、防災関係機関との連携が必要であることから、関係機関との合同訓練を行い、相互の業務について確認・共有し、連携強化を図る。【総務課】
- 2-3 地域において火災を含む災害対応の中心となる消防団の育成強化は、災害初動期の被災者支援に大きく関与してくるものである。引き続き、団員の確保に努め、訓練を通じて活動が円滑に行われるよう支援する。【消防本部】
- 2-6 食物アレルギーへの配慮やプライバシー確保等、避難者の多様なニーズに対応できるよう、豊後大野市備蓄計画に則った備蓄品の確保や避難所運営訓練による避難所配備要員の知識・技能の習得、また、市職員に代わり避難所運営ができる人材の育成を推進し

ていく。【総務課】

- 5-1 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、市民により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、これらを担う自主防災組織などの地域コミュニティの機能を強化させる。【総務課】
- 5-1 日頃より大規模災害に備え、災害情報や避難所の開設状況等を配信する本市の防災アプリ「@InfoCanal」のインストールを普及促進する。【総務課】
- 5-3 地域における飲料水の確保を推進するため、豊後大野市自主防災組織等活動事業補助金を活用した飲料水の備蓄や生活用水確保のための資機材の整備を推進する。【総務課】
- 6-1 災害ボランティアセンターを統括運営する社会福祉協議会が主催する災害ボランティアネットワーク協議会において連携して行う必要があるため、平時より関係機関を含めた災害ボランティアセンター開設運営訓練を行い、情報の共有、手順の確認を行っておく。【総務課】
- 6-2 災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力の構築が重要となるため、引き続き自主防災組織の結成を促進するとともに避難訓練や防災学習の実施などを通じた地域づくり活動を活性化する必要がある。また、防災意識の啓発や避難訓練、避難所運営等の要となる防災士の継続した養成・育成を行う。【総務課】
- 6-2 地域防災力の中核として「地域密着性、要員動員力、即時対応力」を有する消防団の活動の強化を図る。【消防本部】

《横断的分野》

A リスクコミュニケーション

- 1-1 災害発生時に速やかに自分の身を守る行動が取れるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等、市民を対象とした実働的な訓練を実施し、「自助」「共助」の取組を推進する。【総務課】
- 1-1 不特定多数の人が集まる社会教育施設、文化施設等の各施設が災害時対応マニュアルを作成し、災害発生時の避難場所や避難方法について施設利用者等に周知を行うとともに、年1回以上の避難訓練等の実施を推進する。【まちづくり推進課】【社会教育課】
- 1-2 大規模火災における避難を確実に行うための対策として、複数の情報伝達体制の整備、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難経路の確認等、訓練を通じて防災意識の向上に繋がる取組を推進する。【総務課】
- 1-2 不特定多数の利用者が集まる施設において地震による大規模火災が発生した場合、多くの死傷者が発生することが想定されるため、特定用途防火対象物(敷地)の防火管理者は、消防計画の策定が義務付けられていることの周知を図り、計画に伴う避難訓練等の実施、報告について確実に行わせる。【消防本部】
- 1-4 土砂災害警戒区域や浸水想定区域における危険の周知や警戒・避難体制の整備を行う必要があるため、防災関係機関との連携、情報共有を強化する。【総務課】
- 1-4 土砂災害警戒区域や浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成、避難訓練の実施指導を行い、避難行動の確立を推進する。【総務課】

- 2-1 豊後大野市備蓄計画に基づき、被災者支援のための食料や飲料水等の計画的な備蓄を行うとともに、自主防災組織等が開催する防災講習会等で各家庭や地域での備蓄を推進する。【総務課】
- 2-2 道路啓開までの間、食料や飲料水の不足が見込まれることから地域での備蓄を推進する必要がある。また、豊後大野市自主防災組織等活動事業補助金を活用した資機材の整備について周知する。【総務課】
- 2-3 地域での避難支援体制を整備するため、災害時に自力で避難することが困難な方一人ひとりについて、「誰が支援するか」「どこに避難するか」「避難するときはどのような配慮が必要か」などを記載した個別避難計画の作成を推進する。【社会福祉課】
- 2-3 災害時の支援・受援が円滑に行えるよう、大分県常備消防相互応援協定の締結、緊急消防援助隊等の合同訓練により応援態勢を確立する。【消防本部】
- 2-3 災害初動期の傷病者対応、避難所での医療活動の中心となる DMAT の育成・技能向上は被災者支援の最も要となることから、災害発生時の円滑な支援が行えるよう努める。【市民病院】
- 2-4 災害拠点病院となる市民病院は、災害時にあっても診療を継続する必要があるため、耐震性の確保のほか、食料・医薬品等の備蓄を確保する。【市民病院】
- 2-5 避難所での感染症蔓延を防ぐため、感染症が疑われる避難者を隔離する必要があるため、小中学校体育館以外に使用できる特別教室等を事前に調査し、把握する。【総務課】
- 2-5 避難所での感染症蔓延を防ぐため、マスクやフェイスシールド、消毒液などの感染症対策用の備蓄品を整備する。【総務課】
- 2-5 感染症等の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。また、災害発生時に消毒や公衆衛生活動を迅速かつ的確に実施するための取組を促進する。【市民生活課】
- 2-5 避難所の衛生保持、温度・湿度・換気等の環境整備、手洗い消毒指導などを行うため衛生管理等に関する訓練を定期的に行い、感染症の発生・蔓延を防ぐための取組を促進する。【市民生活課】
- 2-6 全ての小中学校体育館避難所に空調設備がないため、夏季・冬季の避難所利用に備え小中学校体育館以外に使用できる空調設備のある特別教室等を事前に調査・把握する。【総務課】
- 2-6 断水等による避難所でのトイレ環境の悪化に備え、水を使用しない携帯用トイレや簡易トイレの備蓄を充実させる。【総務課】
- 2-6 被災者の健康状態、精神状態等に関する環境改善の悪化による災害関連死を防ぐためには、市保健師による避難所でのスクリーニング等が重要であることから、避難所訪問体制の構築やスクリーニング技術の向上に向けた取組を行う。【市民生活課】
- 3-1 行政機関の機能不全は、発災後全ての局面の回復速度に直接的に影響することから、強靱化の観点から極めて重要であるため、いかなる大規模災害発生時においても必要な機能を維持する必要がある。このために豊後大野市業務継続計画（BCP）を作成しているが、発災直後の業務レベルの維持を図るため適宜見直しを行うとともに、優先的に取り組むべき通常業務を特定・明示し、その業務に必要な職員の確保を図る。【総務課】

- 3-1 大規模災害発生時、速やかに初動対応体制を確立するために、災害時優先業務、避難所運營業務等を行う職員の参集可能人数の把握を行う。【総務課】
- 3-1 本庁舎及び各支所庁舎は行政機関の中核であり、防災拠点としての役割も重要であることから、停電、断水等に備えた非常用自家発電設備等のライフラインを確保する。【財政課】
- 3-1 本市の葬斎場が被災し、長期間稼働できない場合や、多数の死亡者により火葬炉が不足する場合に備え、他自治体との災害時相互応援協定を締結する。【環境衛生課】
- 4-1 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには企業毎のBCP策定が非常に重要となるためその策定を促進し、その実効性を向上させるため、BCPの重要性の周知及び商工会等と連携した策定支援を行う。【商工観光課】
- 4-2 大規模災害発生後に農地や農業用施設に被害にあった農業従事者の農業離れが懸念されるが、地域農業の中核的存在による荒廃農地を出さない取組が期待されることから、集落営農法人や認定農業者との連携強化を図る。【農業振興課】
- 6-5 大規模災害により多くの方が住家を失った場合には応急仮設住宅の建築が必要となるため、仮設住宅用地として長期間利用できる候補地を確保する。【建設課】

B 地域の生活機能の維持・地域の活性化

- 1-4 地域防災力の向上のため、自主防災組織が開催する防災訓練や講習会、防災資機材整備等を支援し、自主防災組織の活性化を推進する。【総務課】
- 1-4 山地災害発生に備え、治山施設の整備等により防災減災対策を推進する。【農林整備課】
- 1-4 住家建物近辺の急傾斜地の崩壊により多くの被害者が発生するおそれがあることから、急傾斜地対策事業の効率的な運用を推進する。【建設課】
- 2-1 豊後大野市備蓄計画に基づき、被災者支援のための食料や飲料水等の計画的な備蓄を行うとともに、自主防災組織等が開催する防災講習会等で各家庭や地域での備蓄を推進する。【総務課】
- 2-1 学校避難所については、原則として体育館施設を避難所として使用することとしているが、感染症対策や避難所環境の劣悪化が想定される場合において、校舎等の使用についても考慮する。【総務課】
- 2-1 指定避難所における停電対策として、非常用電源の確保、発電機、ポータブル蓄電池等を整備する。【総務課】
- 2-2 孤立集落の状況把握や物資の搬送には防災ヘリやドローンの活用が必須となるため、関係機関と連携した実践的な訓練を実施する。【総務課】
- 2-3 公助による支援の手が届かない場合、自助に加えて自主防災組織が行う共助の取組によって被災者支援を行わなければならない。引き続き自主防災組織の設立、見直しを促し、活動の活性化を支援していく。【総務課】
- 4-2 農村地域の高齢化、人口減少が進む中、地域コミュニティを最大限に活用し農業の有する多面的機能（水源涵養、農地保全、景観形成等）の維持・発揮を図るため、日本型

直接支払制度等を推進し、併せて、防護柵やネットの設置等による有害鳥獣被害防止対策を推進する。【農林整備課】

4-2 森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を維持するため、再造林の促進や間伐、担い手育成などにより森林整備対策を推進する。【農林整備課】

5-1 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、市民により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、これらを担う自主防災組織などの地域コミュニティの機能を強化させる。【総務課】

5-3 地域における飲料水の確保を推進するため、豊後大野市自主防災組織等活動事業補助金を活用した飲料水の備蓄や生活用水確保のための資機材の整備を推進する。【総務課】

6-2 農業を主とする地域コミュニティの崩壊を防ぐため、集落営農法人や認定農業者等の地域農業の中核的担い手を育成し、連携した取組を行う。【農業振興課】

6-2 過疎化、高齢化による荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が懸念される中、中山間地域等直接支払制度により担い手の育成等による農業生産の維持を通じ、農地の保全や地域コミュニティを維持する。【農業振興課】

6-2 過疎化、高齢化による耕作放棄地化を防ぎ、有害鳥獣から農作物を守る農地保全対策を推進するため、中山間地域直接支払や多面的機能支払交付金により集落単位で農地の保全を行うとともに地域コミュニティを維持する取組を行う。【農林整備課】

6-3 豊後大野市災害廃棄物処理計画に基づき設置している災害廃棄物仮置場等について、選定地が被災し使用することができない状況も鑑み、なるべく多くの候補地を選定する。【環境衛生課】

6-4 文化財が破損した場合の復元は非常に困難であるため未然に防止するための取組が必要である。また自然環境の中では、降雨・太陽光・温度変化等により日々風化していくため、常時において除草等の日常管理を行うとともに文化財・文化的景観の保存のための調査研究を行う。【社会教育課】

6-5 被災地となった土地の境界が明確に分からず復旧復興に支障を来すことに備え、地籍調査事業の進捗を進める。【農林整備課】

C 防災教育・人材育成

1-1 児童福祉施設、学校施設等の各施設が災害時対応マニュアルを作成し、災害発生時の避難場所や避難方法について園児、児童、施設利用者等に周知を行うとともに、年1回以上の避難訓練等の実施を推進する。【子育て支援課】【学校教育課】

1-1 こどもたちが防災に関する正しい知識を身に付け、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動が取れるよう、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭や学校等における取組を通じて防災教育の推進を図る。【学校教育課】

1-3 市民の迅速な避難を促すため、また大雨時の浸水の危険性について周知を図るため、各種河川の洪水ハザードマップを作成し、対象地域へ配布する等の取組を行う。【総務課】

1-3 ため池ハザードマップを活用し、防災意識の啓発や災害時の避難場所・経路の周知を推進する。【農林整備課】

- 1-4 土砂災害警戒区域や浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成、避難訓練の実施指導を行い、避難行動の確立を推進する。【総務課】
- 1-4 土砂災害のおそれがある区域について、県の指定箇所をハザードマップ化し、その危険性や早期避難の重要性について広く市民に周知啓発を行う。【総務課】
- 1-4 避難に時間を要する高齢者に対し、シニアクラブの会合において、避難行動や防災・減災についての学習会を開催するなど、「自助」についての取組を促進する。【高齢者福祉課】
- 2-3 防災意識の啓発や地域の防災リーダーとして地域住民の防災意識の向上の取組が期待される防災士を継続して養成・育成していく。【総務課】
- 2-3 救命効果の更なる向上を目指し、救急救命士の育成等による救急業務の高度化の推進や、医療機関災害派遣医療チーム（DMAT）との連携強化を図る。【消防本部】
- 2-3 地域において火災を含む災害対応の中心となる消防団の育成強化は、災害初動期の被災者支援に大きく関与してくるものである。引き続き、団員の確保に努め、訓練を通じて活動が円滑に行われるよう支援する。【消防本部】
- 2-3 災害初動期の傷病者対応、避難所での医療活動の中心となる DMAT の育成・技能向上は被災者支援の最も要となるところであることから、災害発生時の円滑な支援が行えるよう努める。【市民病院】
- 2-6 食物アレルギーへの配慮やプライバシー確保等、避難者の多様なニーズに対応できるよう、豊後大野市備蓄計画に則った備蓄品の確保や避難所運営訓練による避難所配備要員の知識・技能の習得、また、市職員に代わり避難所運営ができる人材の育成を推進していく。【総務課】
- 6-1 災害ボランティアセンターを統括運営する社会福祉協議会が主催する災害ボランティアネットワーク協議会において連携して行う必要があるため、平時より関係機関を含めた災害ボランティアセンター開設運営訓練を行い、情報の共有、手順の確認を行っておく。【総務課】
- 6-1 被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士等、災害時に必要となる人材について県と連携して人員の増加・育成に努める。【建設課】
- 6-2 災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力の構築が重要となるため、引き続き自主防災組織の結成を促進するとともに避難訓練や防災学習の実施などを通じた地域づくり活動を活性化する必要がある。また、防災意識の啓発や避難訓練、避難所運営等の要となる防災士の継続した養成・育成を行う。【総務課】
- 6-2 地域防災力の中核として「地域密着性、要員動員力、即時対応力」を有する消防団の活動の強化を図る。【消防本部】

D 官民連携

- 2-1 災害時における食料や飲料水等支援物資の提供等に関し、民間企業や各種団体、他自治体との相互応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既締結先との連携強化を図る。【総務課】

2-1	発災後に、迅速な輸送道路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集等必要な体制整備を図る。【建設課】
2-2	発生した孤立集落を早期に解消するには迅速な道路啓開が必要となるため、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集等必要な体制整備を図る。【建設課】
2-3	災害対応を迅速かつ効率的に行うためには、防災関係機関との連携が必要であることから、関係機関との合同訓練を行い、相互の業務について確認・共有し、連携強化を図る。【総務課】
2-4	発災後に、他地域からの医療チーム等の受け入れには主要幹線道路の早期の啓開が最も重要となることから、迅速な輸送道路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集等必要な体制整備を図る。【建設課】
2-6	避難所での衛生環境の悪化を防ぐため、生活ごみやし尿の収集運搬について民間事業者と連携し、体制を構築する。【環境衛生課】
2-6	災害時において一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者等の要配慮者が、その状況に応じて特別な配慮が受けられる福祉避難所を増やし、安心して避難できる体制を構築する。【社会福祉課】
5-2	大規模災害時に必要となる燃料やLP ガス等を確保するために関係事業者との相互応援協定を締結し、市関係施設等への優先的な供給体制を構築する。【総務課】
5-2	大規模災害時に速やかに燃料やLP ガス等の供給を受けられるよう、平時から協定締結事業者との連携を密にし、定期的な訓練を実施する。【総務課】
5-3	災害時に被災した施設等が早期に復旧できるよう、関係機関と相互応援協定を締結し、資機材の確保を図る。【上下水道課】
6-3	災害の影響が広範囲に及び本市の処理能力を超える場合や、市清掃センターが被災し廃棄物の処理ができなくなる状況に備え、県、他市町村、民間事業者等との協力体制を築き、迅速かつ的確に対応できる体制の構築を図る。【環境衛生課】
6-3	災害廃棄物仮置場の設置運営に関しては市職員が行うことが原則であるが、市職員の動員数にも限りがあるため、一般社団法人大分県産業資源循環協会との連携を強化し、豊肥支部に加盟する事業者とともに設置手順や搬出等のレイアウト動線の確認等を行う実践的な訓練を実施する。【環境衛生課】
6-3	災害の影響が広範囲に及び本市の収集運搬能力を超える状況に備え、県、他市町村、民間事業者等との協力体制を築き、迅速かつ的確に対応できる体制の構築を図る。【環境衛生課】

E 老朽化対策

1-1	施設利用者等の安全確保のため、老朽化した施設の耐震化、大規模改修、維持補修を行う。【まちづくり推進課】【社会教育課】
1-1	災害時の園児、児童、施設利用者等の安全確保のため、老朽化した施設の耐震化、大規模改修、維持補修を計画的に行う。【子育て支援課】【学校教育課】
1-1	地震、風水害等の災害による住宅等の倒壊に伴い多くの被災者が発生し、避難を妨げ

る等の影響があるため、住宅の耐震化を推進する。【建設課】

1-1 老朽化した市営住宅に居住する市民が大規模地震により被害にあわないよう建替、解体、改修等を行う。【建設課】

1-2 市街地では古い木造家屋が多く、地震による火災が起きた場合、密集した古い木造家屋地は大規模火災となる懸念があるため、木造家屋の耐震化、老朽空き家取り壊しの補助制度の周知を図る。【建設課】

1-3 大規模地震や洪水により堤体等が決壊し、下流域の人家や道路等へ被害が生じるおそれがある防災重点農業用ため池を中心に、改修・廃止等の対策を推進する。【農林整備課】

2-1 市道、広域農道、幹線林道において大規模地震による重要構造物の崩落等による物資等の円滑な配送が困難になるため、橋梁やトンネルの定期的な点検、長寿命化対策を行う。【農林整備課】【建設課】

5-3 大規模災害時における浄水場の被災、水道管の破損等により多くの市民へ飲料水・生活用水の提供が滞る事態が予想されることから、長寿命化計画を策定し、計画的な施設の更新、耐震化を図る。【上下水道課】

5-3 下水道処理施設の被災により汚水の処理ができず不衛生な状況が継続することが予想されるため、長寿命化計画を策定し、計画的な施設の更新、耐震化を図る。【上下水道課】

5-4 道路の防災・震災対策や老朽化対策、無電柱化を着実に推進するとともに、災害時の救援活動が行うことができる幹線道路及びこれらを補完する道路網を構築する。【建設課】

F デジタル活用

2-4 豊後大野市医師会、市内医療機関との連携を強化し、災害時、施設情報共有のために EMIS の活用や通信機器の多重化などの取組を推進する。【市民病院】

5-1 日頃より大規模災害に備え、災害情報や避難所の開設状況等を配信する本市の防災アプリ「@InfoCanal」のインストールを普及促進する。【総務課】

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断等が発生した場合においても避難所での公衆無線 LAN の使用ができるよう、小中学校体育館に「00000JAPAN」が使用できる設備を配備する。【学校教育課】

2 プログラムごとの推進方針

第4章で行ったプログラムごとの脆弱性評価結果を踏まえた各プログラムの推進方針を以下に示す。

(1) あらゆる自然災害に対して、直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

○ 災害発生時に速やかに自分の身を守る行動が取れるよう、シェイクアウト訓練や避難

訓練等、市民を対象とした実働的な訓練を実施し、「自助」「共助」の取組を推進する。

【総務課】

- 不特定多数の人が集まる社会教育施設、文化施設等の各施設が災害時対応マニュアルを作成し、災害発生時の避難場所や避難方法について施設利用者等に周知を行うとともに、年1回以上の避難訓練等の実施を推進する。【まちづくり推進課】【社会教育課】
- 施設利用者等の安全確保のため、老朽化した施設の耐震化、大規模改修、維持補修を行う。【まちづくり推進課】【社会教育課】
- 児童福祉施設、学校施設等の各施設が災害時対応マニュアルを作成し、災害発生時の避難場所や避難方法について園児、児童、施設利用者等に周知を行うとともに、年1回以上の避難訓練等の実施を推進する。【子育て支援課】【学校教育課】
- 災害時の園児、児童、施設利用者等の安全確保のため、老朽化した施設の耐震化、大規模改修、維持補修を計画的に行う。【子育て支援課】【学校教育課】
- 地震、風水害等の災害による住宅等の倒壊に伴い多くの被災者が発生し、避難を妨げる等の影響があるため、住宅の耐震化を推進する。【建設課】
- 老朽化した市営住宅に居住する市民が大規模地震により被害にあわないよう建替、解体、改修等を行う。【建設課】
- こどもたちが防災に関する正しい知識を身に付け、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動が取れるよう、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭や学校等における取組を通じて防災教育の推進を図る。【学校教育課】

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 大規模火災における避難を確実に行うための対策として、複数の情報伝達体制の整備、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難経路の確認等、訓練を通じて防災意識の向上に繋がる取組を推進する。【総務課】
- 市街地では古い木造家屋が多く、地震による火災が起きた場合、密集した古い木造家屋地は大規模火災となる懸念があるため、木造家屋の耐震化、老朽空き家取り壊しの補助制度の周知を図る。【建設課】
- 不特定多数の利用者が集まる施設において地震による大規模火災が発生した場合、多くの死傷者が発生することが想定されるため、特定用途防火対象物(敷地)の防火管理者は、消防計画の策定が義務付けられていることの周知を図り、計画に伴う避難訓練等の実施、報告について確実に行わせる。【消防本部】

1-3 突発的又は広域的な洪水等に伴う浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊や河川の越流、防災インフラの損壊によるものを含む）

- 市民の迅速な避難を促すため、また大雨時の浸水の危険性について周知を図るため、各種河川の洪水ハザードマップを作成し、対象地域へ配布する等の取組を行う。【総務課】
- ため池ハザードマップを活用し、防災意識の啓発や災害時の避難場所・経路の周知を推進する。【農林整備課】

- 大規模地震や洪水により堤体等が決壊し、下流域の人家や道路等へ被害が生じるおそれがある防災重点農業用ため池を中心に、改修・廃止等の対策を推進する。【農林整備課】

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生

- 土砂災害警戒区域や浸水想定区域における危険の周知や警戒・避難体制の整備を行う必要があるため、防災関係機関との連携、情報共有を強化する。【総務課】
- 土砂災害警戒区域や浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成、避難訓練の実施指導を行い、避難行動の確立を推進する。【総務課】
- 土砂災害のおそれがある区域について、県の指定箇所をハザードマップ化し、その危険性や早期避難の重要性について広く市民に周知啓発を行う。【総務課】
- 地域防災力の向上のため、自主防災組織が開催する防災訓練や講習会、防災資機材整備等を支援し、自主防災組織の活性化を推進する。【総務課】
- 避難に時間を要する高齢者に対し、シニアクラブの会合において、避難行動や防災・減災についての学習会を開催するなど、「自助」についての取組を促進する。【高齢者福祉課】
- 山地災害発生に備え、治山施設の整備等により防災減災対策を推進する。【農林整備課】
- 住家建物近辺の急傾斜地の崩壊により多くの被害者が発生するおそれがあることから、急傾斜地対策事業の効率的な運用を推進する。【建設課】

（２）救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 豊後大野市備蓄計画に基づき、被災者支援のための食料や飲料水等の計画的な備蓄を行うとともに、自主防災組織等が開催する防災講習会等で各家庭や地域での備蓄を推進する。【総務課】
- 災害時における食料や飲料水等支援物資の提供等に関し、民間企業や各種団体、他自治体との相互応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既締結先との連携強化を図る。【総務課】
- 学校避難所については、原則として体育館施設を避難所として使用することとしているが、感染症対策や避難所環境の劣悪化が想定される場合において、校舎等の使用についても考慮する。【総務課】
- 指定避難所における停電対策として、非常用電源の確保、発電機、ポータブル蓄電池等を整備する。【総務課】
- 市道、広域農道、幹線林道において大規模地震による重要構造物の崩落等による物資等の円滑な配送が困難になるため、橋梁やトンネルの定期的な点検、長寿命化対策を行う。【農林整備課】 【建設課】
- 発災後に、迅速な輸送道路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集等必要な体制整備を図る。【建設課】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- 道路啓開までの間、食料や飲料水の不足が見込まれることから地域での備蓄を推進する必要がある。また、豊後大野市自主防災組織等活動事業補助金を活用した資機材の整備について周知する。【総務課】
- 孤立集落の状況把握や物資の搬送には防災ヘリやドローンの活用が必須となるため、関係機関と連携した実践的な訓練を実施する。【総務課】
- 発生した孤立集落を早期に解消するには迅速な道路啓開が必要となるため、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集等必要な体制整備を図る。【建設課】

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 公助による支援の手が届かない場合、自助に加えて自主防災組織が行う共助の取組によって被災者支援を行わなければならない。引き続き自主防災組織の設立、見直しを促し、活動の活性化を支援していく。【総務課】
- 防災意識の啓発や地域の防災リーダーとして地域住民の防災意識の向上の取組が期待される防災士を継続して養成・育成していく。【総務課】
- 災害対応を迅速かつ効率的に行うためには、防災関係機関との連携が必要であることから、関係機関との合同訓練を行い、相互の業務について確認・共有し、連携強化を図る。【総務課】
- 地域での避難支援体制を整備するため、災害時に自力で避難することが困難な方一人ひとりについて、「誰が支援するか」「どこに避難するか」「避難するときにはどのような配慮が必要か」などを記載した個別避難計画の作成を推進する。【社会福祉課】
- 災害時の支援・受援が円滑に行えるよう、大分県常備消防相互応援協定の締結、緊急消防援助隊等の合同訓練により応援態勢を確立する。【消防本部】
- 救命効果の更なる向上を目指し、救急救命士の育成等による救急業務の高度化の推進や、医療機関災害派遣医療チーム（DMAT）との連携強化を図る。【消防本部】
- 地域において火災を含む災害対応の中心となる消防団の育成強化は、災害初動期の被災者支援に大きく関与してくるものである。引き続き、団員の確保に努め、訓練を通じて活動が円滑に行われるよう支援する。【消防本部】
- 災害初動期の傷病者対応、避難所での医療活動の中心となる DMAT の育成・技能向上は被災者支援の最も要となることから、災害発生時の円滑な支援が行えるよう努める。【市民病院】

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- 発災後に、他地域からの医療チーム等の受け入れには主要幹線道路の早期の啓開が最も重要となることから、迅速な輸送道路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集等必要な体制整備を図る。【建設課】
- 災害拠点病院となる市民病院は、災害時にあっても診療を継続する必要があるため、耐

震性の確保のほか、食料・医薬品等の備蓄を確保する。【市民病院】

- 豊後大野市医師会、市内医療機関との連携を強化し、災害時、施設情報共有のために EMIS の活用や通信機器の多重化などの取組を推進する。【市民病院】

2-5 大規模な自然災害と感染症との同時発生

- 避難所での感染症蔓延を防ぐため、感染症が疑われる避難者を隔離する必要があるため、小中学校体育館以外に使用できる特別教室等を事前に調査し、把握する。【総務課】
- 避難所での感染症蔓延を防ぐため、マスクやフェイスシールド、消毒液などの感染症対策用の備蓄品を整備する。【総務課】
- 感染症等の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。また、災害発生時に消毒や公衆衛生活動を迅速かつ的確に実施するための取組を促進する。【市民生活課】
- 避難所の衛生保持、温度・湿度・換気等の環境整備、手洗い消毒指導などを行うため衛生管理等に関する訓練を定期的に行い、感染症の発生・蔓延を防ぐための取組を促進する。【市民生活課】

2-6 劣悪な避難生活環境、被災者の健康管理の不全による死者の発生

- 全ての小中学校体育館避難所に空調設備がないため、夏季・冬季の避難所利用に備え小中学校体育館以外に使用できる空調設備のある特別教室等を事前に調査・把握する。【総務課】
- 断水等による避難所でのトイレ環境の悪化に備え、水を使用しない携帯用トイレや簡易トイレの備蓄を充実させる。【総務課】
- 食物アレルギーへの配慮やプライバシー確保等、避難者の多様なニーズに対応できるよう、豊後大野市備蓄計画に則った備蓄品の確保や避難所運営訓練による避難所配備要員の知識・技能の習得、また、市職員に代わり避難所運営ができる人材の育成を推進していく。【総務課】
- 被災者の健康状態、精神状態等に関する環境改善の悪化による災害関連死を防ぐためには、市保健師による避難所でのスクリーニング等が重要であることから、避難所訪問体制の構築やスクリーニング技術の向上に向けた取組を行う。【市民生活課】
- 避難所での衛生環境の悪化を防ぐため、生活ごみやし尿の収集運搬について民間事業者と連携し、体制を構築する。【環境衛生課】
- 災害時において一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者等の要配慮者が、その状況に応じた特別な配慮が受けられる福祉避難所を増やし、安心して避難できる体制を構築する。【社会福祉課】

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 行政機関の機能不全は、発災後全ての局面の回復速度に直接的に影響することから、強靱化の観点から極めて重要であるため、いかなる大規模災害発生時においても必要な機能

を維持する必要がある。このために豊後大野市業務継続計画（BCP）を作成しているが、発災直後の業務レベルの維持を図るため適宜見直しを行うとともに、優先的に取り組むべき通常業務を特定・明示し、その業務に必要な職員の確保を図る。【総務課】

- 大規模災害発生時、速やかに初動対応体制を確立するために、災害時優先業務、避難所運営業務等を行う職員の参集可能人数の把握を行う。【総務課】
- 本庁舎及び各支所庁舎は行政機関の中核であり、防災拠点としての役割も重要であることから、停電、断水等に備えた非常用自家発電設備等のライフラインを確保する。【財政課】
- 本市の葬斎場が被災し、長期間稼働できない場合や、多数の死亡者により火葬炉が不足する場合に備え、他自治体との災害時相互応援協定を締結する。【環境衛生課】

（４）経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには企業毎のBCP策定が非常に重要となるためその策定を促進し、その実効性を向上させるため、BCPの重要性の周知及び商工会等と連携した策定支援を行う。【商工観光課】

4-2 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

- 大規模災害発生後に農地や農業用施設に被害にあった農業従事者の農業離れが懸念されるが、地域農業の中核的存在による荒廃農地を出さない取組が期待されることから、集落営農法人や認定農業者との連携強化を図る。【農業振興課】
- 農村地域の高齢化、人口減少が進む中、地域コミュニティを最大限に活用し農業の有する多面的機能（水源涵養、農地保全、景観形成等）の維持・発揮を図るため、日本型直接支払制度等を推進し、併せて、防護柵やネットの設置等による有害鳥獣被害防止対策を推進する。【農林整備課】
- 森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を維持するため、再造林の促進や間伐、担い手育成などにより森林整備対策を推進する。【農林整備課】

（５）情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、市民により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、これらを担う自主防災組織などの地域コミュニティの機能を強化させる。【総務課】
- 日頃より大規模災害に備え、災害情報や避難所の開設状況等を配信する本市の防災アプリ「@InfoCanal」のインストールを普及促進する。【総務課】

- テレビ・ラジオ放送の中断等が発生した場合においても避難所での公衆無線 LAN の使用ができるよう、小中学校体育館に「00000JAPAN」が使用できる設備を配備する。【学校教育課】

5-2 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能停止

- 大規模災害時に必要となる燃料や LP ガス等を確保するために関係事業者との相互応援協定を締結し、市関係施設等への優先的な供給体制を構築する。【総務課】
- 大規模災害時に速やかに燃料や LP ガス等の供給を受けられるよう、平時から協定締結事業者との連携を密にし、定期的な訓練を実施する。【総務課】

5-3 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止

- 地域における飲料水の確保を推進するため、豊後大野市自主防災組織等活動事業補助金を活用した飲料水の備蓄や生活用水確保のための資機材の整備を推進する。【総務課】
- 大規模災害時における浄水場の被災、水道管の破損等により多くの市民へ飲料水・生活用水の提供が滞る事態が予想されることから、長寿命化計画を策定し、計画的な施設の更新、耐震化を図る。【上下水道課】
- 災害時に被災した施設等が早期に復旧できるよう、関係機関と相互応援協定を締結し、資機材の確保を図る。【上下水道課】
- 下水道処理施設の被災により汚水の処理ができず不衛生な状況が継続することが予想されるため、長寿命化計画を策定し、計画的な施設の更新、耐震化を図る。【上下水道課】

5-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

- 道路の防災・震災対策や老朽化対策、無電柱化を着実に推進するとともに、災害時の救援活動が行うことができる幹線道路及びこれらを補完する道路網を構築する。【建設課】

(6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 災害対応・復旧復興を支える人材（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

- 災害ボランティアセンターを統括運営する社会福祉協議会が主催する災害ボランティアネットワーク協議会において連携して行う必要があるため、平時より関係機関を含めた災害ボランティアセンター開設運営訓練を行い、情報の共有、手順の確認を行っておく。【総務課】
- 被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士等、災害時に必要となる人材について県と連携して人員の増加・育成に努める。【建設課】

6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力の構築が重要とな

るため、引き続き自主防災組織の結成を促進するとともに避難訓練や防災学習の実施などを通じた地域づくり活動を活性化する必要がある。また、防災意識の啓発や避難訓練、避難所運営等の要となる防災士の継続した養成・育成を行う。【総務課】

- 農業を主とする地域コミュニティの崩壊を防ぐため、集落営農法人や認定農業者等の地域農業の中核的担い手を育成し、連携した取組を行う。【農業振興課】
- 過疎化、高齢化による荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が懸念される中、中山間地域等直接支払制度により担い手の育成等による農業生産の維持を通じ、農地の保全や地域コミュニティを維持する。【農業振興課】
- 過疎化、高齢化による耕作放棄地化を防ぎ、有害鳥獣から農作物を守る農地保全対策を推進するため、中山間地域直接支払や多面的機能支払交付金により集落単位で農地の保全を行うとともに地域コミュニティを維持する取組を行う。【農林整備課】
- 地域防災力の中核として「地域密着性、要員動員力、即時対応力」を有する消防団の活動の強化を図る。【消防本部】

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 豊後大野市災害廃棄物処理計画に基づき設置している災害廃棄物仮置場等について、選定地が被災し使用することができない状況も鑑み、なるべく多くの候補地を選定する。【環境衛生課】
- 災害の影響が広範囲に及び本市の処理能力を超える場合や、市清掃センターが被災し廃棄物の処理ができなくなる状況に備え、県、他市町村、民間事業者等との協力体制を築き、迅速かつ的確に対応できる体制の構築を図る。【環境衛生課】
- 災害廃棄物仮置場の設置運営に関しては市職員が行うことが原則であるが、市職員の動員数にも限りがあるため、一般社団法人大分県産業資源循環協会との連携を強化し、豊肥支部に加盟する事業者とともに設置手順や搬出等のレイアウト動線の確認等を行う実践的な訓練を実施する。【環境衛生課】
- 災害の影響が広範囲に及び本市の収集運搬能力を超える状況に備え、県、他市町村、民間事業者等との協力体制を築き、迅速かつ的確に対応できる体制の構築を図る。【環境衛生課】

6-4 貴重な文化財や環境資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

- 文化財が破損した場合の復元は非常に困難であるため未然に防止するための取組が必要である。また自然環境の中では、降雨・太陽光・温度変化等により日々風化していくため、常時において除草等の日常管理を行うとともに文化財・文化的景観の保存のための調査研究を行う。【社会教育課】

6-5 事業用地の取得、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 被災地となった土地の境界が明確に分からず復旧復興に支障を来すことに備え、地籍調

査事業の進捗を進める。【農林整備課】

- 大規模災害により多くの方が住家を失った場合には応急仮設住宅の建築が必要となるため、仮設住宅用地として長期間利用できる候補地を確保する。【建設課】

第6章 計画の推進と不断の見直し

1 計画の推進

(1) 毎年度の年次計画の進捗管理とPDCAサイクル

第4章で行った脆弱性評価結果を踏まえ施策グループの推進方針を別紙1に示すとおりとし、進捗管理のための目標管理（KPI）を加えた施策グループの推進計画を年次計画として取りまとめる。これに基づき各般の施策を実施するとともに、進捗状況の把握等を行い、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを実践していくこととする。

また、施策グループの目標指標と併せて、施策分野ごとの推進方針に関する目標指標も一覧化し、適宜必要に応じて見直すこととする。

(2) 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に地域強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。本市においても、国が令和2年12月に閣議決定した5か年加速化対策を活用し取組の一層の推進に努めてきた。

今後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に地域強靱化を進めていくことが重要であり、PDCAサイクルを通じて施策を重点化しながら、地域強靱化の取組を進める必要がある。

(3) デジタルの活用による効率的な推進

人口減少下において、地域強靱化の取組を従来よりも効率的に推進するためには、日進月歩のデジタル技術の進展を捉え、中長期的な視点に立って、有用な最先端なデジタル技術を活用し、災害関連情報収集・伝達等の高度化や、防災インフラやライフラインの施工・管理の合理化を図るなど、DXを推進していくことが必要である。

このため、脆弱性評価を通じて把握された課題を解決するデジタル技術の活用について検討するとともに、毎年度の年次計画の策定とPDCAサイクルを通じて施策の改善を図り、デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル基盤整備等と連携した取組を推進する。

(4) 地域強靱化に関する広報・普及啓発

地域強靱化の推進に当たっては、国・県及び市のみならず、あらゆる関係者の取組が不可欠であり、民間企業・団体や地域コミュニティ、また家庭や個人等のあらゆるレベルにおいて、事前防災の必要性やその効果等を含め、さらに理解・関心を高めていく必要がある。

2 地域強靱化計画の不断の見直し

本計画においては、地域強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中長期的な視野の下で施策の推進方法や方向性を明らかにすることとし、社会・経済情勢等の変化や、施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととする。また、必要に応じて毎年度の施策及び施策グループの進捗状況等により所要の見直しを行うものとする。

～～用語の説明～～

○インフラ

インフラストラクチャーの略で下部構造や基盤という意味。ここでは、産業や生活の基盤として整備される施設を指し、道路・鉄道・上下水道・港湾・ダム・通信設備・送電網・学校・公園・病院など公共の福祉のため整備・提供される施設の総称である。

○ライフライン

電気、ガス、水道、通信、輸送など、生活に必須なインフラ設備を表す。

○リスクマネジメント

危機管理のこと。将来起こりうるリスクを組織的に想定・管理し、リスクが起こった場合の損害を最小限に食い止める（回避又は提言をはかる）ための対応であり、そのプロセスをいう。

○PDCAサイクル

計画や事業の不断の見直しを推進する手法の一つ。計画（Plan）を策定した後、計画的に実施（Do）し、結果を評価（Check）し、見直しや改善を加え（Action）、次の計画（Plan）へ反映するという過程を繰り返す（サイクル）こと。

○脆弱性評価

一般的には「脆くて弱い性質又は性格」のこと。国土強靱化においては、最悪の事態を回避するために、現状が有する問題点や課題などのことをいう。

○深層崩壊

山崩れや崖崩れなどの斜面崩壊のうち、すべり面が表層崩壊よりも深部で発生し、表土層だけでなく深層の地盤までもが崩壊土塊となる比較的大きな崩壊現象のこと。

○サプライチェーン

供給者から消費者までを結ぶ開発・調達・製造・配送・販売の業務のつながりのこと。

○地域コミュニティ

自治会、高齢者支援や子育てのためのグループなどの地域組織を介してつながりや地域活動が基盤となった「地域内の住民どうし（近所どうし）のつながり」のこと。

○災害廃棄物

災害により損壊・流出した家屋や家具、自動車、倒木などのがれきのこと。

○BCP

業務継続計画。自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した際において、被害・損害を最小限度にとどめつつ、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく計画のこと。

○指定避難所

避難した住民が一定期間生活を送るための施設のうち、市があらかじめ指定した避難施設のこと。

○長寿命化

インフラなどの耐久性を向上させ、寿命を延ばすこと。

○DMAT

災害派遣医療チーム。災害現場に派遣される医療チームのことで、医師及び看護師等で構成される。

○EMIS

災害発生時に、被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する各種情報を集約・提供していくためのシステム。

○ハザードマップ

災害の種別ごとに被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所、避難経路の位置などを表示した地図。

部局一覧

総務課

財政課

まちづくり推進課

市民生活課

環境衛生課

社会福祉課

子育て支援課

高齢者福祉課

農業振興課

農林整備課

商工観光課

建設課

上下水道課

教育委員会学校教育課

教育委員会社会教育課

豊後大野市消防本部

豊後大野市民病院

(別紙1) 施策グループ(起きてはならない最悪の事態)ごとの推進方針

1. あらゆる自然災害に対して、直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- ① 災害発生時に速やかに自分の身を守る行動が取れるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等、市民を対象とした実働的な訓練を実施し、「自助」「共助」の取組を推進する。【総務課】
- ② 不特定多数の人が集まる社会教育施設、文化施設等の各施設が災害時対応マニュアルを作成し、災害発生時の避難場所や避難方法について施設利用者等に周知を行うとともに、年1回以上の避難訓練等の実施を推進する。【まちづくり推進課】【社会教育課】
- ③ 施設利用者等の安全確保のため、老朽化した施設の耐震化、大規模改修、維持補修を行う。【まちづくり推進課】【社会教育課】
- ④ 児童福祉施設、学校施設等の各施設が災害時対応マニュアルを作成し、災害発生時の避難場所や避難方法について園児、児童、施設利用者等に周知を行うとともに、年1回以上の避難訓練等の実施を推進する。【子育て支援課】【学校教育課】
- ⑤ 災害時の園児、児童、施設利用者等の安全確保のため、老朽化した施設の耐震化、大規模改修、維持補修を計画的に行う。【子育て支援課】【学校教育課】
- ⑥ 地震、風水害等の災害による住宅等の倒壊に伴い多くの被災者が発生し、避難を妨げる等の影響があるため、住宅の耐震化を推進する。【建設課】
- ⑦ 老朽化した市営住宅に居住する市民が大規模地震により被害にあわないよう建替、解体、改修等を行う。【建設課】
- ⑧ こどもたちが防災に関する正しい知識を身に付け、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動が取れるよう、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭や学校等における取組を通じて防災教育の推進を図る。【学校教育課】

(目標指標)

【総務課】	自主防災組織等が行う防災訓練、防災講習会等の実施回数 50回/年(R7)→52回/年(R12)
【まちづくり推進課】	文化施設における避難訓練の実施率 100%(R7)→100%(R12)
【まちづくり推進課】	文化施設の耐震化率 100%(R7)→100%(R12)
【子育て支援課】	児童福祉施設における避難訓練の実施率 100%(R7)→100%(R12)
【子育て支援課】	児童福祉施設の耐震化率 95.8%(R7)→100%(R12)
【建設課】	木造住宅耐震化率 72.3%(R7)→81%(R12)
【建設課】	危険ブロック塀等除却件数 1件/年(R7)→3件/年(R12)
【建設課】	市営住宅の建替、解体戸数 建替15戸/年 解体24戸/年(R7)→建替12戸 解体16戸(R12)
【学校教育課】	学校施設における避難訓練の実施率 100%(R7)→100%(R12)
【学校教育課】	学校施設の耐震化率 100%(R7)→100%(R12)
【学校教育課】	小中学校での地震体験学習実施回数 6回/年(R7)→8回/年(R12)
【社会教育課】	社会教育施設における避難訓練の実施率 100%(R7)→100%(R12)
【社会教育課】	社会教育施設の耐震化率 100%(R7)→100%(R12)

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- ① 大規模火災における避難を確実に行うための対策として、複数の情報伝達体制の整備、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難経路の確認等、訓練を通じて防災意識の向上に繋がる取組を推進する。【総務課】
- ② 市街地では古い木造家屋が多く、地震による火災が起きた場合、密集した古い木造家屋地は大規模火災となる懸念があるため、木造家屋の耐震化、老朽空き家取り壊しの補助制度の周知を図る。【建設課】
- ③ 不特定多数の利用者が集まる施設において地震による大規模火災が発生した場合、多くの死傷者が発生することが想定されるため、特定用途防火対象物(敷地)の防火管理者は、消防計画の策定が義務付けられていることの周知を図り、計画に伴う避難訓練等の実施、報告について確実に行わせる。【消防本部】

(目標指標)

【総務課】	自主防災組織等が行う防災訓練、防災講習会等の実施回数 50 回/年(R7)→52 回/年(R12)
【建設課】	木造住宅耐震化率 72.3%(R7)→81%(R12)
【建設課】	豊後大野市老朽空き家等除去促進事業補助金交付件数 20 件/年(R7)→21 件/年(R12)
【消防本部】	特定用途防火対象物(敷地)の消防計画に義務付けられている避難訓練の実施率 74.86%(R7)→79%(R12)

1-3 突発的又は広域的な洪水等に伴う浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊や河川の越流、防災インフラの損壊によるものを含む）

- ① 市民の迅速な避難を促すため、また大雨時の浸水の危険性について周知を図るため、各種河川の洪水ハザードマップを作成し、対象地域へ配布する等の取組を行う。【総務課】
- ② ため池ハザードマップを活用し、防災意識の啓発や災害時の避難場所・経路の周知を推進する。【農林整備課】
- ③ 大規模地震や洪水により堤体等が決壊し、下流域の人家や道路等へ被害が生じるおそれがある防災重点農業用ため池を中心に、改修・廃止等の対策を推進する。【農林整備課】

(目標指標)

【総務課】	水位周知河川の洪水浸水ハザードマップの作成率 100%(R7)→100%(R12)
【総務課】	中小河川の洪水浸水ハザードマップの作成率 100%(R7)→100%(R12)
【農林整備課】	作成が必要なため池ハザードマップの作成率 100%(R7)→100%(R12)
【農林整備課】	防災重点農業用ため池の改修（県営含む）及び廃止数 3 池(R7)→3 池(R12)

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生

- ① 土砂災害警戒区域や浸水想定区域における危険の周知や警戒・避難体制の整備を行う必要があるため、防災関係機関との連携、情報共有を強化する。【総務課】
- ② 土砂災害警戒区域や浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成、避難訓練の実施指導を行い、避難行動の確立を推進する。【総務課】
- ③ 土砂災害のおそれがある区域について、県の指定箇所をハザードマップ化し、その危険性や早期避難の重要性について広く市民に周知啓発を行う。【総務課】
- ④ 地域防災力の向上のため、自主防災組織が開催する防災訓練や講習会、防災資機材整備等を支援し、自主防災組織の活性化を推進する。【総務課】
- ⑤ 避難に時間を要する高齢者に対し、シニアクラブの会合において、避難行動や防災・減災についての学習会を開催するなど、「自助」についての取組を促進する。【高齢者福祉課】
- ⑥ 山地災害発生に備え、治山施設の整備等により防災減災対策を推進する。【農林整備課】
- ⑦ 住家建物近辺の急傾斜地の崩壊により多くの被害者が発生するおそれがあることから、急傾斜地対策事業の効率的な運用を推進する。【建設課】

（目標指標）

【総務課】	防災パトロールの実施箇所数 4 箇所/年 (R7)→3 箇所/年 (R12)
【総務課】	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率 67.3% (R7)→86.53% (R12)
【総務課】	要配慮者利用施設における避難訓練の実施率 55.88% (R7)→65.9% (R12)
【総務課】	土砂災害ハザードマップの作成率 100% (R7)→100% (R12)
【総務課】	豊後大野市自主防災組織等活動事業補助金交付件数 16 件/年 (R7)→21 件/年 (R12)
【高齢者福祉課】	シニアクラブでの学習会の実施回数 1 回/年 (R7)→1 回/年 (R12)
【農林整備課】	治山施設整備数（県営含む） 0 箇所 (R7)→1 箇所/年 (R12)
【建設課】	急傾斜地対策事業実施箇所数 12 箇所/年 (R7)→13 箇所/年 (R12)

2. 救急・救助、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止

- ① 豊後大野市備蓄計画に基づき、被災者支援のための食料や飲料水等の計画的な備蓄を行うとともに、自主防災組織等が開催する防災講習会等で各家庭や地域での備蓄を推進する。【総務課】
- ② 災害時における食料や飲料水等支援物資の提供等に関し、民間企業や各種団体、他自治体との相互応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既締結先との連携強化を図る。【総務課】
- ③ 学校避難所については、原則として体育館を避難所として使用することとしているが、感染症対策や避難所環境の劣悪化が想定される場合において、校舎等の使用についても考慮する。【総務課】
- ④ 指定避難所における停電対策として、非常用電源の確保、発電機、ポータブル蓄電池等を整備する。【総務課】
- ⑤ 市道、広域農道、幹線林道において大規模地震による重要構造物の崩落等による物資等の円滑な配送が困難になるため、橋梁やトンネルの定期的な点検、長寿命化対策を行う。【農林整備課】【建設課】
- ⑥ 発災後に、迅速な輸送道路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集等必要な体制整備を図る。【建設課】

(目標指標)

【総務課】	備蓄計画主要4品目の目標に対する備蓄率(主食)	273.23%(R7)→100%(R12)
【総務課】	備蓄計画主要4品目の目標に対する備蓄率(副食)	151.69%(R7)→100%(R12)
【総務課】	備蓄計画主要4品目の目標に対する備蓄率(飲料)	86.76%(R7)→100%(R12)
【総務課】	備蓄計画主要4品目の目標に対する備蓄率(毛布)	164.76%(R7)→100%(R12)
【総務課】	自主防災組織等が行う防災訓練、防災講習会等の実施回数(再掲)	50回/年(R7)→52回/年(R12)
【総務課】	相互応援協定締結数	27協定(R7)→29協定(R12)
【総務課】	学校避難所における体育館以外の収容可能人数	0人(R7)→1,628人(R12)
【総務課】	指定避難所における非常用電源、発電機等の整備率	25.92%(R7)→25.92%(R12)
【農林整備課】	個別施設計画に位置づけられた幹線農道、林道の点検及び補修施設数	12施設(R7)→13施設(R12)
【建設課】	災害時における緊急作業等実施協定締結事業者数	92事業者(R7)→94事業者(R12)
【建設課】	市道の橋梁、トンネル長寿命化・補修工事件数	2件/年(R7)→2件/年(R12)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ① 道路啓開までの間、食料や飲料水の不足が見込まれることから地域での備蓄を推進する必要がある。また、豊後大野市自主防災組織等活動事業補助金を活用した資機材の整備について周知する。【総務課】
- ② 孤立集落の状況把握や物資の搬送には防災ヘリやドローンの活用が必須となるため、関係機関と連携した実践的な訓練を実施する。【総務課】
- ③ 発生した孤立集落を早期に解消するには迅速な道路啓開が必要となるため、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集等必要な体制整備を図る。【建設課】

(目標指標)

【総務課】 豊後大野市自主防災組織等活動事業補助金交付件数 16 件/年(R7)→21 件/年(R12)

【総務課】 ドローン等を用いた孤立集落対策訓練実施回数 0 回/年(R7)→1 回/年(R12)

【建設課】 災害時における緊急作業等実施協定締結事業者数 92 事業者(R7)→94 事業者(R12)

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ① 公助による支援の手が届かない場合、自助に加えて自主防災組織が行う共助の取組によって被災者支援を行わなければならない。引き続き自主防災組織の設立、見直しを促し、活動の活性化を支援していく。
【総務課】
- ② 防災意識の啓発や地域の防災リーダーとして地域住民の防災意識の向上の取組が期待される防災士を継続して養成・育成していく。【総務課】
- ③ 災害対応を迅速かつ効率的に行うためには、防災関係機関との連携が必要であることから、関係機関との合同訓練を行い、相互の業務について確認・共有し、連携強化を図る。【総務課】
- ④ 地域での避難支援体制を整備するため、災害時に自力で避難することが困難な方一人ひとりについて、「誰が支援するか」「どこに避難するか」「避難するときはどのような配慮が必要か」などを記載した個別避難計画の作成を推進する。【社会福祉課】
- ⑤ 災害時の支援・受援が円滑に行えるよう、大分県常備消防相互応援協定の締結、緊急消防援助隊等の合同訓練により応援態勢を確立する。【消防本部】
- ⑥ 救命効果の更なる向上を目指し、救急救命士の育成等による救急業務の高度化の推進や、医療機関災害派遣医療チーム（DMAT）との連携強化を図る。【消防本部】
- ⑦ 地域において火災を含む災害対応の中心となる消防団の育成強化は、災害初動期の被災者支援に大きく関与してくるものである。引き続き、団員の確保に努め、訓練を通じて活動が円滑に行われるよう支援する。【消防本部】
- ⑧ 災害初動期の傷病者対応、避難所での医療活動の中心となる DMAT の育成・技能向上は被災者支援の最も要となるところであることから、豊後大野市消防本部と連携した訓練を定期的に行い、災害発生時の円滑な支援が行えるよう努める。【市民病院】

（目標指標）

【総務課】	自主防災組織の組織率 81.58% (R7)→85.28% (R12)
【総務課】	防災士登録者数 533 人 (R7)→610 人 (R12)
【総務課】	防災士スキルアップ研修の実施回数 2 回/年 (R7)→2 回/年 (R12)
【総務課】	協定締結事業者との相互応援訓練実施回数 0 回/年 (R7)→1 回/年 (R12)
【社会福祉課】	要支援者における個別避難計画の作成率 62.24% (R7)→72% (R12)
【消防本部】	大分県常備消防相互応援協定による研修・訓練実施回数 1 回/年 (R7)→1 回/年 (R12)
【消防本部】	救急救命士資格登録人数 33 人 (R7)→38 人 (R12)
【消防本部】	消防団員数 887 人 (R7)→960 人 (R12)
【市民病院】	大分 DMAT 隊員登録者数 32 人 (R7)→38 人 (R12)
【市民病院】	院内 DMAT 部会が行う各種訓練の実施及び、国、県が主催する DMAT 技能維持訓練等の参加回数 2 回/年 (R7)→2 回/年 (R12)

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- ① 発災後に、他地域からの医療チーム等の受け入れには主要幹線道路の早期の啓開が最も重要となることから、迅速な輸送道路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集等必要な体制整備を図る。【建設課】
- ② 災害拠点病院となる市民病院は、災害時にあっても診療を継続する必要があるため、耐震性の確保のほか、食料・医薬品等の備蓄を確保する。【市民病院】
- ③ 豊後大野市医師会、市内医療機関との連携を強化し、災害時、施設情報共有のために EMIS の活用や通信機器の多重化などの取組を推進する。【市民病院】

(目標指標)

【建設課】 災害時における緊急作業等実施協定締結事業者数 92 事業者 (R7) → 94 事業者 (R12)

【市民病院】 BCP に基づく 3 日間の食料品、医薬品の備蓄率 100% (R7) → 100% (R12)

【市民病院】 EMIS 入力訓練実施回数 1 回/年 (R7) → 1 回/年 (R12)

2-5 大規模な自然災害と感染症との同時発生

- ① 避難所での感染症蔓延を防ぐため、感染症が疑われる避難者を隔離する必要があるため、小中学校体育館以外に使用できる特別教室等を事前に調査し、把握する。【総務課】
- ② 避難所での感染症蔓延を防ぐため、マスクやフェイスシールド、消毒液などの感染症対策用の備蓄品を整備する。【総務課】
- ③ 感染症等の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。また、災害発生時に消毒や公衆衛生活動を迅速かつ的確に実施するための取組を促進する。【市民生活課】
- ④ 避難所の衛生保持、温度・湿度・換気等の環境整備、手洗い消毒指導などを行うため衛生管理等に関する訓練を定期的に行い、感染症の発生・蔓延を防ぐための取組を促進する。【市民生活課】

(目標指標)

【総務課】 避難所として使用できる特別教室数 0 室 (R7) → 105 室 (R12)

【総務課】 避難所におけるマスク備蓄数 14,550 個 (R7) → 14,100 個 (R12)

【市民生活課】 予防接種法に基づく予防接種ワクチン (MR) の接種率 1 期 80.17% 2 期 91.43% (R7) → 各期 95%

【市民生活課】 豊後大野市災害時保健衛生活動マニュアルに沿った保健活動訓練の実施回数 1 回/年 (R7) → 1 回/年 (R12)

2-6 劣悪な避難生活環境、被災者の健康管理の不全による多数の死者の発生

- ① 全ての小中学校体育館避難所に空調設備がないため、夏季・冬季の避難所利用に備え小中学校体育館以外に使用できる空調設備のある特別教室等を事前に調査・把握する。【総務課】
- ② 断水等による避難所でのトイレ環境の悪化に備え、水を使用しない携帯用トイレや簡易トイレの備蓄を充実させる。【総務課】
- ③ 食物アレルギーへの配慮やプライバシー確保等、避難者の多様なニーズに対応できるよう、豊後大野市備蓄計画に則った備蓄品の確保や避難所運営訓練による避難所配備要員の知識・技能の習得、また、市職員に代わり避難所運営ができる人材の育成を推進していく。【総務課】
- ④ 被災者の健康状態、精神状態等に関する環境改善の悪化による災害関連死を防ぐためには、市保健師による避難所でのスクリーニング等が重要であることから、避難所訪問体制の構築やスクリーニング技術の向上に向けた取組を行う。【市民生活課】
- ⑤ 避難所での衛生環境の悪化を防ぐため、生活ごみやし尿の収集運搬について民間事業者と連携し、体制を構築する。【環境衛生課】
- ⑥ 災害時において一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者等の要配慮者が、その状況に応じて特別な配慮が受けられる福祉避難所を増やし、安心して避難できる体制を構築する。【社会福祉課】

(目標指標)

【総務課】	避難所として使用できる特別教室数 0 室(R7)→105 室(R12)
【総務課】	携帯トイレ備蓄数 11,792 個(R7)→11,550 個(R12)
【総務課】	アレルギー対応食品備蓄数 4,152 食(R7)→4,140 食(R12)
【総務課】	防災士登録者数 533 人(R7)→610 人(R12)
【市民生活課】	豊後大野市災害時保健衛生活動マニュアルに沿った保健活動訓練の実施回数 1 回/年(R7)→1 回/年(R12)
【環境衛生課】	災害時における一般廃棄物、し尿収集運搬に関する協定締結数 1 協定(R7)→1 協定(R12)
【社会福祉課】	協定福祉避難所数 21 箇所(R7)→22 箇所(R12)

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ① 行政機関の機能不全は、発災後全ての局面の回復速度に直接的に影響することから、強靱化の観点から極めて重要であるため、いかなる大規模災害発生時においても必要な機能を維持する必要がある。このために豊後大野市業務継続計画（BCP）を作成しているが、発災直後の業務レベルの維持を図るため適宜見直しを行うとともに、優先的に取り組むべき通常業務を特定・明示し、その業務に必要な職員の確保を図る。
【総務課】
- ② 大規模災害発生時、速やかに初動対応体制を確立するために、災害時優先業務、避難所運營業務等を行う職員の参集可能人数の把握を行う。【総務課】
- ③ 本庁舎及び各支所庁舎は行政機関の中核であり、防災拠点としての役割も重要であることから、停電、断水等に備えた非常用自家発電設備等のライフラインを確保する。【財政課】
- ④ 本市の葬斎場が被災し、長期間稼働できない場合や、多数の死亡者により火葬炉が不足する場合に備え、他自治体との災害時相互応援協定を締結する。【環境衛生課】

（目標指標）

【総務課】 他自治体との相互応援協定締結数 4 協定 (R7) → 5 協定 (R12)

【総務課】 職員安否確認訓練実施回数 1 回/年 (R7) → 1 回/年 (R12)

【財政課】 本庁舎及び支所庁舎の非常用発電設備率 100% (R7) → 100% (R12)

【環境衛生課】 火葬に係る他自治体との相互応援協定締結数 2 協定 (R7) → 2 協定 (R12)

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- ① 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには、企業毎の BCP 策定が非常に重要となるためその策定を促進し、その実効性を向上させるため、BCP の重要性の周知及び商工会等と連携した策定支援を行う。【商工観光課】

（目標指標）

【商工観光課】 中小企業を含む市内事業所 BCP 策定事業所数 12 事業所 (R7) → 14 事業所 (R12)

4-2 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

- ① 大規模災害発生後に農地や農業用施設に被害にあった農業従事者の農業離れが懸念されるが、地域農業の中核的存在による荒廃農地を出さない取組が期待されることから、集落営農法人や認定農業者との連携強化を図る。【農業振興課】
- ② 農村地域の高齢化、人口減少が進む中、地域コミュニティを最大限に活用し農業の有する多面的機能（水源涵養、農地保全、景観形成等）の維持・発揮を図るため、日本型直接支払制度等を推進し、併せて、防護柵やネットの設置等による有害鳥獣被害防止対策を推進する。【農林整備課】
- ③ 森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を維持するため、再生林の促進や間伐、担い手育成などにより森林整備対策を推進する。【農林整備課】

（目標指標）

【農業振興課】	集落営農法人数	29 法人 (R7)→29 法人 (R12)
【農業振興課】	認定農業者数	290 人 (R7)→290 人 (R12)
【農林整備課】	多面的機能支払交付金認定農用地面積	1,917.75ha (R7)→1,860ha (R12)
【農林整備課】	鳥獣被害防止柵等補助金額	12,515,948 円 (R7)→12,600,000 円 (R12)
【農林整備課】	未整備森林に対する森林整備費用額	67,144,390 円 (R7)→82,169,000 円 (R12)

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ① 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、市民により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、これらを担う自主防災組織などの地域コミュニティの機能を強化させる。【総務課】
- ② 日頃より大規模災害に備え、災害情報や避難所の開設状況等を配信する本市の防災アプリ「@InfoCanal」のインストールを普及促進する。【総務課】
- ③ テレビ・ラジオ放送の中断等が発生した場合においても避難所での公衆無線 LAN の使用ができるよう小中学校体育館に「00000JAPAN」が使用できる設備を配備する。【学校教育課】

（目標指標）

【総務課】	自主防災組織等が行う防災訓練、防災講習会等の実施回数	50 回/年 (R7)→52 回/年 (R12)
【総務課】	@InfoCanal 登録者数	2,191 人 (R7)→2,290 人 (R12)
【学校教育課】	学校体育館における公衆無線 LAN 設置率	100% (R7)→100% (R12)

5-2 石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能停止

- ① 大規模災害時に必要となる燃料やLP ガス等を確保するために関係事業者との相互応援協定を締結し、市関係施設等への優先的な供給体制を構築する。【総務課】
- ② 大規模災害時に速やかに燃料やLP ガス等の供給を受けられるよう、平時から協定締結事業者との連携を密にし、定期的な訓練を実施する。【総務課】

(目標指標)

【総務課】 石油及びLP ガス供給事業者との協定締結数 3 協定(R7)→3 協定(R12)

【総務課】 石油及びLP ガス供給事業者との図上もしくは実践的な訓練の実施回数 0 回/年(R7)→1 回/年(R12)

5-3 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止

- ① 地域における飲料水の確保を推進するため、豊後大野市自主防災組織等活動事業補助金を活用した飲料水の備蓄や生活用水確保のための資機材の整備を推進する。【総務課】
- ② 大規模災害時における浄水場の被災、水道管の破損等により多くの市民へ飲料水・生活用水の提供が滞る事態が予想されることから、長寿命化計画を策定し、計画的な施設の更新、耐震化を図る。【上下水道課】
- ③ 災害時に被災した施設等が早期に復旧できるよう関係機関と相互応援協定を締結し、資機材の確保を図る。【上下水道課】
- ④ 下水道処理施設の被災により汚水の処理ができず不衛生な状況が継続することが予想されるため、長寿命化計画を策定し、計画的な施設の更新、耐震化を図る。【上下水道課】

(目標指標)

【総務課】 豊後大野市自主防災組織等活動事業補助金交付件数 16 件/年(R7)→21 件/年(R12)

【上下水道課】 豊後大野市水道事業短期事業実施計画に基づく設備等更新率 59.7%(R7)→100%(R12)

【上下水道課】 他自治体及び関係機関との相互応援協定締結数 3 協定(R7)→3 協定(R12)

【上下水道課】 汚水処理施設における長寿命化計画作成率 87.5%(R7)→100%(R12)

5-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

- ① 道路の防災・震災対策や老朽化対策、無電柱化を着実に推進するとともに、災害時の救援活動が行うことができる幹線道路及びこれらを補完する道路網を構築する。【建設課】

(目標指標)

【建設課】 国庫補助を活用した市道整備事業の改良・修繕路線の進捗率 31.75%(R7)→39%(R12)

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 災害対応・復興を支える人材（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

- ① 災害ボランティアセンターを統括運営する社会福祉協議会が主催する災害ボランティアネットワーク協議会において連携して行う必要があるため、平時より関係機関を含めた災害ボランティアセンター開設運営訓練を行い、情報の共有、手順の確認を行っておく。【総務課】
- ② 被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士等、災害時に必要となる人材について県と連携して人員の増加・育成に努める。【建設課】

（目標指標）

【総務課】 災害ボランティアセンター開設運営訓練実施回数 0 回/年 (R7)→1 回/年 (R12)

【建設課】 被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士数 29 人 (R7)→31 人 (R12)

6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力の構築が重要となるため、引き続き自主防災組織の結成を促進するとともに避難訓練や防災学習の実施などを通じた地域づくり活動を活性化する必要がある。また、防災意識の啓発や避難訓練、避難所運営等の要となる防災士の継続した養成・育成を行う。【総務課】
- ② 農業を主とする地域コミュニティの崩壊を防ぐため、集落営農法人や認定農業者等の地域農業の中核的担い手を育成し、連携した取組を行う。【農業振興課】
- ③ 過疎化、高齢化による荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が懸念される中、中山間地域等直接支払制度により担い手の育成等による農業生産の維持を通じ、農地の保全や地域コミュニティを維持する。【農業振興課】
- ④ 過疎化、高齢化による耕作放棄地化を防ぎ、有害鳥獣から農作物を守る農地保全対策を推進するため、中山間地域直接支払や多面的機能支払交付金により集落単位で農地の保全を行うとともに地域コミュニティを維持する取組を行う。【農林整備課】
- ⑤ 地域防災力の中核として「地域密着性、要員動員力、即時対応力」を有する消防団の活動の強化を図る。【消防本部】

（目標指標）

【総務課】 自主防災組織の組織率 81.58% (R7)→85.28% (R12)

【総務課】 自主防災組織等が行う防災訓練、防災講習会等の実施回数 50 回/年 (R7)→52 回/年 (R12)

【総務課】 防災士登録者数 533 人 (R7)→610 人 (R12)

【農業振興課】 集落営農法人数 29 法人 (R7)→29 法人 (R12)

【農業振興課】 認定農業者数 290 人 (R7)→290 人 (R12)

【農業振興課】 中山間地域等直接支払協定面積 2,100ha (R7)→2,160ha (R12)

【農林整備課】 多面的機能支払交付金認定農用地面積 1,917.75ha (R7)→1,860ha (R12)

【消防本部】 消防団員数 887 人 (R7)→960 人 (R12)

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- ① 豊後大野市災害廃棄物処理計画に基づき設置している災害廃棄物仮置場等について、選定地が被災し使用することができない状況も鑑み、なるべく多くの候補地を選定する。【環境衛生課】
- ② 災害の影響が広範囲に及び本市の処理能力を超える場合や、市清掃センターが被災し廃棄物の処理ができなくなる状況に備え、県、他市町村、民間事業者等との協力体制を築き、迅速かつ的確に対応できる体制の構築を図る。【環境衛生課】
- ③ 災害廃棄物仮置場の設置運営に関しては市職員が行うことが原則であるが、市職員の動員数にも限りがあるため、一般社団法人大分県産業資源循環協会との連携を強化し、豊肥支部に加盟する事業者とともに設置手順や搬出等のレイアウト動線の確認等を行う実践的な訓練を実施する。【環境衛生課】
- ④ 災害の影響が広範囲に及び本市の収集運搬能力を超える状況に備え、県、他市町村、民間事業者等との協力体制を築き、迅速かつ的確に対応できる体制の構築を図る。【環境衛生課】

(目標指標)

【環境衛生課】 災害廃棄物仮置場等の候補地数 21 箇所(R7)→21 箇所(R12)

【環境衛生課】 災害廃棄物処理に関する相互応援協定締結数 4 協定(R7)→4 協定(R12)

【環境衛生課】 民間事業者を含めた災害廃棄物仮置場設置運営訓練実践回数 1 回/年(R7)→1 回/年(R12)

【環境衛生課】 災害廃棄物収集運搬に関する相互応援協定締結数 4 協定(R7)→4 協定(R12)

6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

- ① 文化財が破損した場合の復元は非常に困難であるため未然に防止するための取組が必要である。また自然環境の中では、降雨・太陽光・温度変化等により日々風化していくため、常時において除草等の日常管理を行うとともに文化財・文化的景観の保存のための調査研究を行う。【社会教育課】

(目標指標)

【社会教育課】 調査研究の実施件数 4 件/年(R7)→5 件/年(R12)

6-5 事業用地の取得、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- ① 被災地となった土地の境界が明確に分からず復旧復興に支障を来すことに備え地籍調査事業の進捗を進める。【農林整備課】
- ② 大規模災害により多くの方が住家を失った場合には応急仮設住宅の建築が必要となるため、仮設住宅用地として長期間利用できる候補地の確保を図る。【建設課】

(目標指標)

【農林整備課】 地籍調査進捗率 52.95%(R7)→56.46%(R12)

【建設課】 応急仮設住宅候補地箇所数 2 箇所(R7)→3 箇所(R12)

【建設課】 応急仮設住宅候補地面積 13,500 m²(R7)→20,200 m²(R12)

(別紙2) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

1.あらゆる自然災害に対して、直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- ① 災害発生時に速やかに自分の身を守る行動が取れるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等、市民を対象とした実働的な訓練を実施し、「自助」「共助」の取組を推進する必要がある。【総務課】
- ② 不特定多数の人が集まる社会教育施設、文化施設等の各施設が災害時対応マニュアルを作成し、災害発生時の避難場所や避難方法について施設利用者等に周知を行うとともに、年1回以上の避難訓練等の実施を推進する必要がある。【まちづくり推進課】【社会教育課】
- ③ 施設利用者等の安全確保のため、老朽化した施設の耐震化、大規模改修、維持補修を行う必要がある。【まちづくり推進課】【社会教育課】
- ④ 児童福祉施設、学校施設等の各施設が災害時対応マニュアルを作成し、災害発生時の避難場所や避難方法について園児、児童、施設利用者等に周知を行うとともに、年1回以上の避難訓練等の実施を推進する必要がある。【子育て支援課】【学校教育課】
- ⑤ 災害時の園児、児童、施設利用者等の安全確保のため、老朽化した施設の耐震化、大規模改修、維持補修を計画的に行う必要がある。【子育て支援課】【学校教育課】
- ⑥ 地震、風水害等の災害による住宅等の倒壊に伴い多くの被災者が発生し、避難を妨げる等の影響があるため、住宅の耐震化を推進する必要がある。【建設課】
- ⑦ 老朽化した市営住宅に居住する市民が大規模地震により被害にあわないよう建替、解体、改修等を行う必要がある。【建設課】
- ⑧ こどもたちが防災に関する正しい知識を身に付け、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動が取れるよう、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭や学校等における取組を通じて防災教育を推進する必要がある。【学校教育課】

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- ① 大規模火災における避難を確実にを行うための対策として、複数の情報伝達体制の整備、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難経路の確認等、訓練を通じて防災意識の向上に繋がる取組を推進する必要がある。【総務課】
- ② 市街地では古い木造家屋が多く、地震による火災が起きた場合、密集した古い木造家屋地は大規模火災となる懸念があるため、木造家屋の耐震化、老朽空き家取り壊しの補助制度の周知を図る必要がある。【建設課】
- ③ 不特定多数の利用者が集まる施設において地震による大規模火災が発生した場合、多くの死傷者が発生することが想定されるため、特定用途防火対象物(敷地)の防火管理者は、消防計画を策定が義務付けられていることの周知を図り、計画に伴う避難訓練等の実施、報告について確実に行わせる必要がある。【消防本部】

1-3 突発的又は広域的な洪水等に伴う浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊や河川の越流、防災インフラの損壊によるものを含む）

- ① 市民の迅速な避難を促すため、また大雨時の浸水の危険性について周知を図るため、各種河川の洪水ハザードマップを作成し、対象地域へ配布する等の取組を行う必要がある。【総務課】
- ② ため池ハザードマップを活用し、防災意識の啓発や災害時の避難場所・経路の周知を推進する必要がある。【農林整備課】
- ③ 大規模地震や洪水により堤体等が決壊し、下流域の人家や道路等へ被害が生じるおそれがある防災重点農業用ため池を中心に、改修・廃止等の対策を推進する必要がある。【農林整備課】

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生

- ① 土砂災害警戒区域や浸水想定区域における危険の周知や警戒・避難体制の整備を行う必要があるため、防災関係機関との連携、情報共有を強化する必要がある。【総務課】
- ② 土砂災害警戒区域や浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成、避難訓練の実施指導を行い、避難行動の確立を推進する必要がある。【総務課】
- ③ 土砂災害のおそれがある区域について、県の指定箇所をハザードマップ化し、その危険性や早期避難の重要性について広く市民に周知啓発を行う必要がある。【総務課】
- ④ 地域防災力の向上のため、自主防災組織が開催する防災訓練や講習会、防災資機材整備等を支援し、自主防災組織の活性化を推進する必要がある。【総務課】
- ⑤ 避難に時間を要する高齢者に対し、シニアクラブの会合において、避難行動や防災・減災についての学習会を開催するなど、「自助」についての取組を促進する必要がある。【高齢者福祉課】
- ⑥ 山地災害発生に備え、治山施設の整備等により防災減災対策を推進する必要がある。【農林整備課】
- ⑦ 住家建物近辺の急傾斜地の崩壊により多くの被害者が発生するおそれがあることから、急傾斜地対策事業の効率的な運用を推進する必要がある。【建設課】

2. 救急・救助、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止

- ① 豊後大野市備蓄計画に基づき、被災者支援のための食料や飲料水等の計画的な備蓄を行うとともに、自主防災組織等が開催する防災講習会等で各家庭や地域での備蓄を推進する必要がある。【総務課】
- ② 災害時における食料や飲料水等支援物資の提供等に関し、民間企業や各種団体、他自治体との相互応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既締結先との連携強化を図る必要がある。【総務課】
- ③ 学校避難所については、原則として体育館施設を避難所として使用することとしているが、感染症対策や避難所環境の劣悪化が想定される場合において、校舎等の使用についても考慮する必要がある。【総務課】
- ④ 指定避難所における停電対策として、非常用電源の確保、発電機、ポータブル蓄電池等を整備する必要がある。【総務課】
- ⑤ 市道、広域農道、幹線林道において大規模地震による重要構造物の崩落等による物資等の円滑な配送が困難になるため、橋梁やトンネルの定期的な点検、長寿命化対策を行う必要がある。【農林整備課】【建設課】
- ⑥ 発災後に、迅速な輸送道路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集等必要な体制整備を図る必要がある。【建設課】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ① 道路啓開までの間、食料や飲料水の不足が見込まれることから地域での備蓄を推進する必要がある。また、豊後大野市自主防災組織等活動事業補助金を活用した資機材の整備について周知する必要がある。【総務課】
- ② 孤立集落の状況把握や物資の搬送には防災ヘリやドローンの活用が必須となるため、関係機関と連携した実践的な訓練を実施する必要がある。【総務課】
- ③ 発生した孤立集落を早期に解消するには迅速な道路啓開が必要となるため、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集等必要な体制整備を図る必要がある。【建設課】

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ① 公助による支援の手が届かない場合、自助に加えて自主防災組織が行う共助の取組によって被災者支援を行わなければならない。引き続き自主防災組織の設立、見直しを促し、活動の活性化を支援していく必要がある。【総務課】
- ② 防災意識の啓発や地域の防災リーダーとして地域住民の防災意識の向上の取組が期待される防災士を継続して養成・育成していく必要がある。【総務課】
- ③ 災害対応を迅速かつ効率的に行うためには、防災関係機関との連携が必要であることから、関係機関との合同訓練を行い、相互の業務について確認・共有し、連携強化を図る必要がある。【総務課】
- ④ 地域での避難支援体制を整備するため、災害時に自力で避難することが困難な方一人ひとりについて、「誰が支援するか」「どこに避難するか」「避難するときはどのような配慮が必要か」などを記載した個別避難計画の作成を推進する必要がある。【社会福祉課】
- ⑤ 災害時の支援・受援が円滑に行えるよう、大分県常備消防相互応援協定の締結、緊急消防援助隊等の合同訓練により応援態勢を確立する必要がある。【消防本部】
- ⑥ 救命効果の更なる向上を目指し、救急救命士の育成等による救急業務の高度化の推進や、医療機関災害派遣医療チーム（DMAT）との連携強化を図る必要がある。【消防本部】
- ⑦ 地域において火災を含む災害対応の中心となる消防団の育成強化は、災害初動期の被災者支援に大きく関与してくるものである。引き続き、団員の確保に努め、訓練を通じて活動が円滑に行われるよう支援する必要がある。【消防本部】
- ⑧ 災害初動期の傷病者対応、避難所での医療活動の中心となる DMAT の育成・技能向上は被災者支援の最も要となるところであることから、災害発生時の円滑な支援が行えるよう努める必要がある。【市民病院】

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- ① 発災後に、他地域からの医療チーム等の受け入れには主要幹線道路の早期の啓開が最も重要となることから、迅速な輸送道路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集等必要な体制整備を図る必要がある。【建設課】
- ② 災害拠点病院となる市民病院は、災害時にあっても診療を継続する必要があるため、耐震性の確保のほか、食料・医薬品等の備蓄を確保する必要がある。【市民病院】
- ③ 豊後大野市医師会、市内医療機関との連携を強化し、災害時、施設情報共有のために EMIS の活用や通信機器の多重化などの取組を推進する必要がある。【市民病院】

2-5 大規模な自然災害と感染症との同時発生

- ① 避難所での感染症蔓延を防ぐため、感染症が疑われる避難者を隔離する必要があるため、小中学校体育館以外に使用できる特別教室等を事前に調査し、把握する必要がある。【総務課】
- ② 避難所での感染症蔓延を防ぐため、マスクやフェイスシールド、消毒液などの感染症対策用の備蓄品を整備する必要がある。【総務課】
- ③ 感染症等の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、災害発生時に消毒や公衆衛生活動を迅速かつ的確に実施するための取組を促進する必要がある。【市民生活課】
- ④ 避難所の衛生保持、温度・湿度・換気等の環境整備、手洗い消毒指導などを行うため衛生管理等に関する訓練を定期的に行い、感染症の発生・蔓延を防ぐための取組を促進する必要がある。【市民生活課】

2-6 劣悪な避難生活環境、被災者の健康管理の不全による多数の死者の発生

- ① 全ての小中学校体育館避難所に空調設備がないため、夏季・冬季の避難所利用に備え小中学校体育館以外に使用できる空調設備のある特別教室等を事前に調査・把握する必要がある。【総務課】
- ② 断水等による避難所でのトイレ環境の悪化に備え、水を使用しない携帯用トイレや簡易トイレの備蓄を充実させる必要がある。【総務課】
- ③ 食物アレルギーへの配慮やプライバシー確保等、避難者の多様なニーズに対応できるよう、豊後大野市備蓄計画に則った備蓄品の確保や避難所運営訓練による避難所配備要員の知識・技能の習得、また、市職員に代わり避難所運営ができる人材の育成を推進していく必要がある。【総務課】
- ④ 被災者の健康状態、精神状態等に関する環境改善の悪化による災害関連死を防ぐためには、市保健師による避難所でのスクリーニング等が重要であることから、避難所訪問体制の構築やスクリーニング技術の向上に向けた取組を行う必要がある。【市民生活課】
- ⑤ 避難所での衛生環境の悪化を防ぐため、生活ごみやし尿の収集運搬について民間事業者と連携し、体制を構築する必要がある。【環境衛生課】
- ⑥ 災害時において一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者等の要配慮者が、その状況に応じて特別な配慮が受けられる福祉避難所を増やし、安心して避難できる体制を構築する必要がある。【社会福祉課】

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ① 行政機関の機能不全は、発災後全ての局面の回復速度に直接的に影響することから、強靱化の観点から極めて重要であるため、いかなる大規模災害発生時においても必要な機能を維持する必要がある。このために豊後大野市業務継続計画（BCP）を作成しているが、発災直後の業務レベルの維持を図るため適宜見直しを行うとともに、優先的に取り組むべき通常業務を特定・明示し、その業務に必要な職員の確保を図る必要がある。【総務課】
- ② 大規模災害発生時、速やかに初動対応体制を確立するために、災害時優先業務、避難所運營業務等を行う職員の参集可能人数の把握を行う必要がある。【総務課】
- ③ 本庁舎及び各支所庁舎は行政機関の中核であり、防災拠点としての役割も重要であることから、停電、断水等に備えた非常用自家発電設備等のライフラインを確保する必要がある。【財政課】
- ④ 本市の葬斎場が被災し、長期間稼働できない場合や、多数の死亡者により火葬炉が不足する場合に備え、他自治体との災害時相互応援協定を締結する必要がある。【環境衛生課】

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- ① 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには企業毎のBCP策定が非常に重要となるためその策定を促進し、その実効性を向上させるため、BCPの重要性の周知及び商工会等と連携した策定支援を行う必要がある。【商工観光課】

4-2 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

- ① 大規模災害発生後に農地や農業用施設に被害にあった農業従事者の農業離れが懸念されるが、地域農業の中核的存在による荒廃農地を出さない取組が期待されることから、集落営農法人や認定農業者との連携強化を図る必要がある。【農業振興課】
- ② 農村地域の高齢化、人口減少が進む中、地域コミュニティを最大限に活用し農業の有する多面的機能（水源涵養、農地保全、景観形成等）の維持・発揮を図るため、日本型直接支払制度等を推進し、併せて、防護柵やネットの設置等による有害鳥獣被害防止対策を推進する必要がある。【農林整備課】
- ③ 森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を維持するため、再生林の促進や間伐、担い手育成などにより森林整備対策を推進する必要がある。【農林整備課】

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ① 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、市民により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、これらを担う自主防災組織などの地域コミュニティの機能を強化させる必要がある。【総務課】
- ② 日頃より大規模災害に備え、災害情報や避難所の開設状況等を配信する本市の防災アプリ「@InfoCanal」のインストールを普及促進する必要がある。【総務課】
- ③ テレビ・ラジオ放送の中断等が発生した場合においても避難所での公衆無線 LAN の使用ができるよう、小中学校体育館に「00000JAPAN」が使用できる設備を配備する必要がある。【学校教育課】

5-2 石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能停止

- ① 大規模災害時に必要となる燃料や LP ガス等を確保するために関係事業者との相互応援協定を締結し、市関係施設等への優先的な供給体制を構築する必要がある。【総務課】
- ② 大規模災害時に速やかに燃料や LP ガス等の供給を受けられるよう、平時から協定締結事業者との連携を密にし、定期的な訓練を実施する必要がある。【総務課】

5-3 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止

- ① 地域における飲料水の確保を推進するため、豊後大野市自主防災組織等活動事業補助金を活用した飲料水の備蓄や生活用水確保のための資機材の整備を推進する必要がある。【総務課】
- ② 大規模災害時における浄水場の被災、水道管の破損等により多くの市民へ飲料水・生活用水の提供が滞る事態が予想されることから、長寿命化計画を策定し、計画的な施設の更新、耐震化を図る必要がある。【上下水道課】
- ③ 災害時に被災した施設等が早期に復旧できるよう、関係機関と相互応援協定を締結し、資機材の確保を図る必要がある。【上下水道課】
- ④ 下水道処理施設の被災により汚水の処理ができず不衛生な状況が継続することが予想されるため、長寿命化計画を策定し、計画的な施設の更新、耐震化を図る必要がある。【上下水道課】

5-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

- ① 道路の防災・震災対策や老朽化対策、無電柱化を着実に推進するとともに、災害時の救援活動が行うことができる幹線道路及びこれらを補完する道路網を構築する必要がある。【建設課】

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 災害対応・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

- ① 災害ボランティアセンターを統括運営する社会福祉協議会が主催する災害ボランティアネットワーク協議会において連携して行う必要があるため、平時より関係機関を含めた災害ボランティアセンター開設運営訓練を行い、情報の共有、手順の確認を行っておく必要がある。【総務課】
- ② 被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士等、災害時に必要となる人材について県と連携して人員の増加・育成に努める必要がある。【建設課】

6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力の構築が重要となるため、引き続き自主防災組織の結成を促進するとともに避難訓練や防災学習の実施などを通じた地域づくり活動を活性化する必要がある。また、防災意識の啓発や避難訓練、避難所運営等の要となる防災士の継続した養成・育成を行う必要がある。【総務課】
- ② 農業を主とする地域コミュニティの崩壊を防ぐため、集落営農法人や認定農業者等の地域農業の中核的担い手を育成し、連携した取組を行う必要がある。【農業振興課】
- ③ 過疎化、高齢化による荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が懸念される中、中山間地域等直接支払制度により担い手の育成等による農業生産の維持を通じ、農地の保全や地域コミュニティを維持する必要がある。【農業振興課】
- ④ 過疎化、高齢化による耕作放棄地化を防ぎ、有害鳥獣から農作物を守る農地保全対策を推進するため、中山間地域直接支払や多面的機能支払交付金により集落単位で農地の保全を行うとともに地域コミュニティを維持する取組を行う必要がある。【農業振興課】
- ⑤ 地域防災力の中核として「地域密着性、要員動員力、即時対応力」を有する消防団の活動の強化を図る必要がある。【消防本部】

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- ① 豊後大野市災害廃棄物処理計画に基づき設置している災害廃棄物仮置場等について、選定地が被災し使用することができない状況も鑑み、なるべく多くの候補地を選定する必要がある。【環境衛生課】
- ② 災害の影響が広範囲に及び本市の処理能力を超える場合や、市清掃センターが被災し廃棄物の処理ができなくなる状況に備え、県、他市町村、民間事業者等との協力体制を築き、迅速かつ的確に対応できる体制の構築を図る必要がある。【環境衛生課】
- ③ 災害廃棄物仮置場の設置運営に関しては市職員が行うことが原則であるが、市職員の動員数にも限りがあるため、一般社団法人大分県産業資源循環協会との連携を強化し、豊肥支部に加盟する事業者とともに設置手順や搬出等のレイアウト動線の確認等を行う実践的な訓練を実施する必要がある。【環境衛生課】
- ④ 災害の影響が広範囲に及び本市の収集運搬能力を超える状況に備え、県、他市町村、民間事業者等との協力体制を築き、迅速かつ的確に対応出できる体制の構築を図る必要がある。【環境衛生課】

6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

- ① 文化財が破損した場合の復元は非常に困難であるため未然に防止するための取組が必要である。また自然環境の中では、降雨・太陽光・温度変化等により日々風化していくため、常時において除草等の日常管理を行うとともに文化財・文化的景観の保存のための調査研究を行う必要がある。【社会教育課】

6-5 事業用地の取得、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- ① 被災地となった土地の境界が明確に分からず復旧復興に支障を来すことに備え、地籍調査事業の進捗を進める必要がある。【農林整備課】
- ② 大規模災害により多くの方が住家を失った場合には応急仮設住宅の建築が必要となるため、仮設住宅用地として長期間利用できる候補地の確保を図る必要がある。【建設課】

(別紙3) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

(1) 個別施策分野

1.行政機能／消防等／防災教育等

- 不特定多数の人が集まる社会教育施設、文化施設等の各施設が災害時対応マニュアルを作成し、災害発生時の避難場所や避難方法について施設利用者等に周知を行うとともに、年1回以上の避難訓練等の実施を推進する必要がある。【まちづくり推進課】【社会教育課】
- 児童福祉施設、学校施設等の各施設が災害時対応マニュアルを作成し、災害発生時の避難場所や避難方法について園児、児童、施設利用者等に周知を行うとともに、年1回以上の避難訓練等の実施を推進する必要がある。【子育て支援課】【学校教育課】
- 災害時の園児、児童、施設利用者等の安全確保のため、老朽化した施設の耐震化、大規模改修、維持補修を計画的に行う必要がある。【子育て支援課】【学校教育課】
- こどもたちが防災に関する正しい知識を身に付け、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動が取れるよう、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭や学校等における取組を通じて防災教育の推進を図る必要がある。【学校教育課】
- 不特定多数の利用者が集まる施設において地震による大規模火災が発生した場合、多くの死傷者が発生することが想定されるため、特定用途防火対象物（敷地）の防火管理者は、消防計画の策定が義務付けられていることの周知を図り、計画に伴う避難訓練等の実施、報告について確実に行わせる必要がある。【消防本部】
- 避難に時間を要する高齢者に対し、シニアクラブの会合において、避難行動や防災・減災についての学習会を開催するなど、「自助」についての取組を促進する必要がある。【高齢者福祉課】
- 学校避難所については、原則として体育館施設を避難所として使用することとしているが、感染症対策や避難所環境の劣悪化が想定される場合において、校舎等の使用についても考慮する必要がある。【総務課】
- 指定避難所における停電対策として、非常用電源の確保、発電機、ポータブル蓄電池等を整備する必要がある。【総務課】
- 災害時の支援・受援が円滑に行えるよう、大分県常備消防相互応援協定の締結、緊急消防援助隊等の合同訓練により応援態勢を確立する必要がある。【消防本部】
- 行政機関の機能不全は、発災後全ての局面の回復速度に直接的に影響することから、強靱化の観点から極めて重要であるため、いかなる大規模災害発生時においても必要な機能を維持する必要がある。このために豊後大野市業務継続計画（BCP）を作成しているが、発災直後の業務レベルの維持を図るため適宜見直しを行うとともに、優先的に取り組むべき通常業務を特定・明示し、その業務に必要な職員の確保を図る必要がある。【総務課】
- 大規模災害発生時、速やかに初動対応体制を確立するために、災害時優先業務、避難所運營業務等を行う職員の参集可能人数の把握を行う必要がある。【総務課】
- 本庁舎及び各支所庁舎は行政機関の中核であり、防災拠点としての役割も重要であることから、停電、断水等に備えた非常用自家発電設備等のライフラインを確保する必要がある。【財政課】

2.住宅・都市／環境

- 施設利用者等の安全確保のため、老朽化した施設の耐震化、大規模改修、維持補修を行う必要がある。【まちづくり推進課】【社会教育課】

- 地震、風水害等の災害による住宅等の倒壊に伴い多くの被災者が発生し、避難を妨げる等の影響があるため、住宅の耐震化を推進する必要がある。【建設課】
- 老朽化した市営住宅に居住する市民が大規模地震により被害にあわないよう建替、解体、改修等を行う必要がある。【建設課】
- 市街地では古い木造家屋が多く、地震による火災が起きた場合、密集した古い木造家屋地は大規模火災となる懸念があるため、木造家屋の耐震化、老朽空き家取り壊しの補助制度の周知を図る必要がある。【建設課】
- 断水等による避難所でのトイレ環境の悪化に備え、水を使用しない携帯用トイレや簡易トイレの備蓄を充実させる必要がある。【総務課】
- 避難所での衛生環境の悪化を防ぐため、生活ごみやし尿の収集運搬について民間事業者と連携し、体制を構築する必要がある。【環境衛生課】
- 本市の葬斎場が被災し、長期間稼働できない場合や、多数の死亡者により火葬炉が不足する場合に備え、他自治体との災害時相互応援協定を締結する必要がある。【環境衛生課】
- 大規模災害時における浄水場の被災、水道管の破損等により多くの市民へ飲料水・生活用水の提供が滞る事態が予想されることから、長寿命化計画を策定し、計画的な施設の更新、耐震化を図る必要がある。【上下水道課】
- 災害時に被災した施設等が早期に復旧できるよう、関係機関と相互応援協定を締結し、資機材の確保を図る必要がある。【上下水道課】
- 下水道処理施設の被災により汚水の処理ができず不衛生な状況が継続することが予想されるため、長寿命化計画を策定し、計画的な施設の更新、耐震化を図る必要がある。【上下水道課】
- 被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士等、災害時に必要となる人材について県と連携して人員の増加・育成に努める必要がある。【建設課】
- 豊後大野市災害廃棄物処理計画に基づき設置している災害廃棄物仮置場等について、選定地が被災し使用することができない状況も鑑み、なるべく多くの候補地を選定する必要がある。【環境衛生課】
- 災害の影響が広範囲に及び本市の処理能力を超える場合や、市清掃センターが被災し廃棄物の処理できなくなる状況に備え、県、他市町村、民間事業者等との協力体制を築き、迅速かつ的確に対応できる体制の構築を図る必要がある。【環境衛生課】
- 災害廃棄物仮置場の設置運営に関しては市職員が行うことが原則であるが、市職員の動員数にも限りがあるため、一般社団法人大分県産業資源循環協会との連携を強化し、豊肥支部に加盟する事業者とに設置手順や搬出等のレイアウト動線の確認等を行う実践的な訓練を実施する必要がある。【環境衛生課】
- 災害の影響が広範囲に及び本市の収集運搬能力を超える状況に備え、県、他市町村、民間事業者等との協力体制を築き、迅速かつ的確に対応できる体制の構築を図る必要がある。【環境衛生課】
- 文化財が破損した場合の復元は非常に困難であるため未然に防止するための取組が必要である。また自然環境の中では、降雨・太陽光・温度変化等により日々風化していくため、常時において除草等の日常管理を行うとともに文化財・文化的景観の保存のための調査研究を行う必要がある。【社会教育課】
- 大規模災害により多くの方が住家を失った場合には応急仮設住宅の建築が必要となるため、仮設住宅用地として長期間利用できる候補地の確保を図る必要がある。【建設課】

3.保健医療・福祉

- 救命効果の更なる向上を目指し、救急救命士の育成等による救急業務の高度化の推進や、医療機関災害派遣医療チーム（DMAT）との連携強化を図る必要がある。【消防本部】
- 災害初動期の傷病者対応、避難所での医療活動の中心となる DMAT の育成・技能向上は被災者支援の最も要となるところであることから、災害発生時の円滑な支援が行えるよう努める必要がある。【市民病院】
- 災害拠点病院となる市民病院は、災害時にあっても診療を継続する必要があるため、耐震性の確保のほか、食料・医薬品等の備蓄を確保する必要がある。【市民病院】
- 豊後大野市医師会、市内医療機関との連携を強化し、災害時、施設情報共有のために EMIS の活用や通信機器の多重化などの取組を推進する必要がある。【市民病院】
- 避難所での感染症蔓延を防ぐため、感染症が疑われる避難者を隔離する必要があるため、小中学校体育館以外に使用できる特別教室等を事前に調査し、把握する必要がある。【総務課】
- 避難所での感染症蔓延を防ぐため、マスクやフェイスシールド、消毒液などの感染症対策用の備蓄品を整備する必要がある。【総務課】
- 感染症等の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、災害発生時に消毒や公衆衛生活動を迅速かつ的確に実施するための取組を促進する必要がある。【市民生活課】
- 避難所の衛生保持、温度・湿度・換気等の環境整備、手洗い消毒指導などを行うため衛生管理等に関する訓練を定期的に行い、感染症の発生・蔓延を防ぐための取組を促進する必要がある。【市民生活課】
- 全ての小中学校体育館避難所に空調設備がないため、夏季・冬季の避難所利用に備え小中学校体育館以外に使用できる空調設備のある特別教室等を事前に調査・把握する必要がある。【総務課】
- 被災者の健康状態、精神状態等に関する環境改善の悪化による災害関連死を防ぐためには、市保健師による避難所でのスクリーニング等が重要であることから、避難所訪問体制の構築やスクリーニング技術の向上に向けた取組を行う必要がある。【市民生活課】
- 災害時において一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者等の要配慮者が、その状況に応じて特別な配慮が受けられる福祉避難所を増やし、安心して避難できる体制を構築する必要がある。【社会福祉課】

4.エネルギー／情報通信／産業構造

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには企業毎の BCP 策定が非常に重要となるためその策定を促進し、その実効性を向上させるため、BCP の重要性の周知及び商工会等と連携した策定支援を行う必要がある。【商工観光課】
- テレビ・ラジオ放送の中断等が発生した場合においても避難所での公衆無線 LAN の使用ができるよう、小中学校体育館に「00000JAPAN」が使用できる設備を配備する必要がある。【学校教育課】
- 大規模災害時に必要となる燃料や LP ガス等を確保するために関係事業者との相互応援協定を締結し、市関係施設等への優先的な供給体制を構築する必要がある。【総務課】
- 大規模災害時に速やかに燃料や LP ガス等の供給を受けられるよう、平時から協定締結事業者との連携を密にし、定期的な訓練を実施する必要がある。【総務課】

5.交通・物流

- 市道、広域農道、幹線林道において大規模地震による重要構造物の崩落等による物資等の円滑な配送が困

難になるため、橋梁やトンネルの定期的な点検、長寿命化対策を行う必要がある。【農林整備課】【建設課】

- 発災後に、迅速な輸送道路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集等必要な体制整備を図る必要がある。【総務課】
- 発生した孤立集落を早期に解消するには迅速な道路啓開が必要となるため、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集等必要な体制整備を図る必要がある。【建設課】
- 発災後に、他地域からの医療チーム等の受け入れには主要幹線道路の早期の啓開が最も重要となることから、迅速な輸送道路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集等必要な体制整備を図る必要がある。【建設課】
- 道路の防災・震災対策や老朽化対策、無電柱化を着実に推進するとともに、災害時の救援活動が行うことができる幹線道路及びこれらを補完する道路網を構築する必要がある。【建設課】

6.農林水産

- 大規模地震や洪水により堤体等が決壊し、下流域の人家や道路等へ被害が生じるおそれがある防災重点農業用ため池を中心に、改修・廃止等の対策を推進する必要がある。【農林整備課】
- 大規模災害発生後に農地や農業用施設に被害にあった農業従事者の農業離れが懸念されるが、地域農業の中核的存在による荒廃農地を出さない取組が期待されることから、集落営農法人や認定農業者との連携強化を図る必要がある。【農業振興課】
- 農村地域の高齢化、人口減少が進む中、地域コミュニティを最大限に活用し農業の有する多面的機能（水源涵養、農地保全、景観形成等）の維持・発揮を図るため、日本型直接支払制度等を推進し、併せて、防護柵やネットの設置等による有害鳥獣被害防止対策を推進する必要がある。【農林整備課】
- 森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を維持するため、再造林の促進や間伐、担い手育成などにより森林整備対策を推進する必要がある。【農林整備課】
- 農業を主とする地域コミュニティの崩壊を防ぐため、集落営農法人や認定農業者等の地域農業の中核的担い手を育成し、連携した取組を行う必要がある。【農業振興課】
- 過疎化、高齢化による荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が懸念される中、中山間地域等直接支払制度により担い手の育成等による農業生産の維持を通じ、農地の保全や地域コミュニティを維持する必要がある。【農業振興課】
- 過疎化、高齢化による耕作放棄地化を防ぎ、有害鳥獣から農作物を守る農地保全対策を推進するため、中山間地域直接支払や多面的機能支払交付金により集落単位で農地の保全を行うとともに地域コミュニティを維持する取組を行う必要がある。【農林整備課】

7.国土保全

- 山地災害発生に備え、治山施設の整備等により防災減災対策を推進する必要がある。【農林整備課】
- 住家建物近辺の急傾斜地の崩壊により多くの被害者が発生するおそれがあることから、急傾斜地対策事業の効率的な運用を推進する必要がある。【建設課】
- 地域での避難支援体制を整備するため、災害時に自力で避難することが困難な方一人ひとりについて、「誰が支援するか」「どこに避難するか」「避難するときはどのような配慮が必要か」などを記載した個別避難計画の作成を推進する必要がある。【社会福祉課】
- 被災地となった土地の境界が明確に分からず復旧復興に支障を来すことに備え、地籍調査事業の進捗を進

める必要がある。【農林整備課】

8.地域防災

- 災害発生時に速やかに自分の身を守る行動が取れるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等、市民を対象とした実働的な訓練を実施し、「自助」「共助」の取組を推進する必要がある。【総務課】
- 大規模火災における避難を確実に行うための対策として、複数の情報伝達体制の整備、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難経路の確認等、訓練を通じて防災意識の向上に繋がる取組を推進する必要がある。【総務課】
- 市民の迅速な避難を促すため、また大雨時の浸水の危険性について周知を図るため、各種河川の洪水ハザードマップを作成し、対象地域へ配布する等の取組を行う必要がある。【総務課】
- ため池ハザードマップを活用し、防災意識の啓発や災害時の避難場所・経路の周知を推進する必要がある。【農林整備課】
- 土砂災害警戒区域や浸水想定区域における危険の周知や警戒・避難体制の整備を行う必要があるため、防災関係機関との連携、情報共有を強化する必要がある。【総務課】
- 土砂災害警戒区域や浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成、避難訓練の実施指導を行い、避難行動の確立を推進する必要がある。【総務課】
- 土砂災害のおそれがある区域について、県の指定箇所をハザードマップ化し、その危険性や早期避難の重要性について広く市民に周知啓発を行う必要がある。【総務課】
- 地域防災力の向上のため、自主防災組織が開催する防災訓練や講習会、防災資機材整備等を支援し、自主防災組織の活性化を推進する必要がある。【総務課】
- 豊後大野市備蓄計画に基づき、被災者支援のための食料や飲料水等の計画的な備蓄を行うとともに、自主防災組織等が開催する防災講習会等で各家庭や地域での備蓄を推進する必要がある。【総務課】
- 災害時における食料や飲料水等支援物資の提供等に関し、民間企業や各種団体、他自治体との相互応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既締結先との連携強化を図る必要がある。【総務課】
- 道路啓開までの間、食料や飲料水の不足が見込まれることから地域での備蓄を推進する必要がある。また、豊後大野市自主防災組織等活動事業補助金を活用した資機材の整備について周知する必要がある。【総務課】
- 孤立集落の状況把握や物資の搬送には防災ヘリやドローンの活用が必須となるため、関係機関と連携した実践的な訓練を実施する必要がある。【総務課】
- 公助による支援の手が届かない場合、自助に加えて自主防災組織が行う共助の取組によって被災者支援を行わなければならない。引き続き自主防災組織の設立、見直しを促し、活動の活性化を支援していく必要がある。【総務課】
- 防災意識の啓発や地域の防災リーダーとして地域住民の防災意識の向上の取組が期待される防災士を継続して養成・育成していく必要がある。【総務課】
- 災害対応を迅速かつ効率的に行うためには、防災関係機関との連携が必要であることから、関係機関との合同訓練を行い、相互の業務について確認・共有し、連携強化を図る必要がある。【総務課】
- 地域において火災を含む災害対応の中心となる消防団の育成強化は、災害初動期の被災者支援に大きく関与してくるものである。引き続き、団員の確保に努め、訓練を通じて活動が円滑に行われるよう支援する必要がある。【消防本部】
- 食物アレルギーへの配慮やプライバシー確保等、避難者の多様なニーズに対応できるよう、豊後大野市備

蓄計画に則った備蓄品の確保や避難所運営訓練による避難所配備要員の知識・技能の習得、また、市職員に代わり避難所運営ができる人材の育成を推進していく必要がある。【総務課】

- 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、市民により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、これらを担う自主防災組織などの地域コミュニティの機能を強化させる必要がある。

【総務課】

- 日頃より大規模災害に備え、災害情報や避難所の開設状況等を配信する本市の防災アプリ「@InfoCanal」のインストールを普及促進する必要がある。【総務課】
- 地域における飲料水の確保を推進するため、豊後大野市自主防災組織等活動事業補助金を活用した飲料水の備蓄や生活用水確保のための資機材の整備を推進する必要がある。【総務課】
- 災害ボランティアセンターを統括運営する社会福祉協議会が主催する災害ボランティアネットワーク協議会において連携して行う必要があるため、平時より関係機関を含めた災害ボランティアセンター開設運営訓練を行い、情報の共有、手順の確認を行っておく必要がある。【総務課】
- 災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力の構築が重要となるため、引き続き自主防災組織の結成を促進するとともに避難訓練や防災学習の実施などを通じた地域づくり活動を活性化させる必要がある。また、防災意識の啓発や避難訓練、避難所運営等の要となる防災士の継続した養成・育成を行う必要がある。【総務課】
- 地域防災力の中核として「地域密着性、要員動員力、即時対応力」を有する消防団の活動の強化を図る必要がある。【消防本部】

(2) 横断的分野

A リスクコミュニケーション

- 災害発生時に速やかに自分の身を守る行動が取れるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等、市民を対象とした実働的な訓練を実施し「自助」、「共助」の取組を推進する必要がある。【総務課】
- 不特定多数の人が集まる社会教育施設、文化施設等の各施設が災害時対応マニュアルを作成し、災害発生時の避難場所や避難方法について施設利用者等に周知を行うとともに、年1回以上の避難訓練等の実施を推進する必要がある。【まちづくり推進課】【社会教育課】
- 大規模火災における避難を確実にするための対策として、複数の情報伝達体制の整備、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難経路の確認等、訓練を通じて防災意識の向上に繋がる取組を推進する必要がある。【総務課】
- 不特定多数の利用者が集まる施設において地震による大規模火災が発生した場合、多くの死傷者が発生することが想定されるため、特定用途防火対象物(敷地)の防火管理者は、消防計画の策定が義務付けられていることの周知を図り、計画に伴う避難訓練等の実施、報告について確実に行わせる必要がある。【消防本部】
- 土砂災害警戒区域や浸水想定区域における危険の周知や警戒・避難体制の整備を行う必要があるため、防災関係機関との連携、情報共有を強化する必要がある。【総務課】
- 土砂災害警戒区域や浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成、避難訓練の実施指導を行い、避難行動の確立を推進する必要がある。【総務課】
- 豊後大野市備蓄計画に基づき、被災者支援のための食料や飲料水等の計画的な備蓄を行うとともに、自主防災組織等が開催する防災講習会等で各家庭や地域での備蓄を推進する必要がある。【総務課】
- 道路啓開までの間、食料や飲料水の不足が見込まれることから地域での備蓄を推進する必要がある。また、

豊後大野市自主防災組織等活動事業補助金を活用した資機材の整備について周知する必要がある。【総務課】

- 地域での避難支援体制を整備するため、災害時に自力で避難することが困難な方一人ひとりについて、「誰が支援するか」「どこに避難するか」「避難するときはどのような配慮が必要か」などを記載した個別避難計画の作成を推進する必要がある。【社会福祉課】
- 災害時の支援・受援が円滑に行えるよう、大分県常備消防相互応援協定の締結、緊急消防援助隊等の合同訓練により応援態勢を確立する必要がある。【消防本部】
- 災害初動期の傷病者対応、避難所での医療活動の中心となる DMAT の育成・技能向上は被災者支援の最も要となることから、災害発生時の円滑な支援が行えるよう努める必要がある。【市民病院】
- 災害拠点病院となる市民病院は、災害時にあっても診療を継続する必要があるため、耐震性の確保のほか、食料・医薬品等の備蓄を確保する必要がある。【市民病院】
- 避難所での感染症蔓延を防ぐため、感染症が疑われる避難者を隔離する必要があるため、小中学校体育館以外に使用できる特別教室等を事前に調査し、把握する必要がある。【総務課】
- 避難所での感染症蔓延を防ぐため、マスクやフェイスシールド、消毒液などの感染症対策用の備蓄品を整備する必要がある。【総務課】
- 感染症等の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。また、災害発生時に消毒や公衆衛生活動を迅速かつ的確に実施するための取組を促進する必要がある。【市民生活課】
- 避難所の衛生保持、温度・湿度・換気等の環境整備、手洗い消毒指導などを行うため衛生管理等に関する訓練を定期的に行い、感染症の発生・蔓延を防ぐための取組を促進する必要がある。【市民生活課】
- 全ての小中学校体育館避難所に空調設備がないため、夏季・冬季の避難所利用に備え小中学校体育館以外に使用できる空調設備のある特別教室等を事前に調査・把握する必要がある。【総務課】
- 断水等による避難所でのトイレ環境の悪化に備え、水を使用しない携帯用トイレや簡易トイレの備蓄を充実させる必要がある。【総務課】
- 被災者の健康状態、精神状態等に関する環境改善の悪化による災害関連死を防ぐためには、市保健師による避難所でのスクリーニング等が重要であることから、避難所訪問体制の構築やスクリーニング技術の向上に向けた取組を行う必要がある。【市民生活課】
- 行政機関の機能不全は、発災後全ての局面の回復速度に直接的に影響することから、強靱化の観点から極めて重要であるため、いかなる大規模災害発生時においても必要な機能を維持する必要がある。このために豊後大野市業務継続計画（BCP）を作成しているが、発災直後の業務レベルの維持を図るため適宜見直しを行うとともに、優先的に取り組むべき通常業務を特定・明示し、その業務に必要な職員の確保を図る必要がある。【総務課】
- 大規模災害発生時、速やかに初動対応体制を確立するために、災害時優先業務、避難所運營業務等を行う職員の参集可能人数の把握を行う必要がある。【総務課】
- 本庁舎及び各支所庁舎は行政機関の中核であり、防災拠点としての役割も重要であることから、停電、断水等に備えた非常用自家発電設備等のライフラインを確保する必要がある。【財政課】
- 本市の葬斎場が被災し、長期間稼働できない場合や、多数の死亡者により火葬炉が不足する場合に備え、他自治体との災害時相互応援協定を締結する必要がある。【環境衛生課】
- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには企業毎の BCP 策定が非常に重要となるためその策定を促進し、その実効性を向上させるため、BCP の重要性の周知及び商工会等と連携した策定支援を行う必要がある。【商工観光課】

- 大規模災害発生後に農地や農業用施設に被害にあった農業従事者の農業離れが懸念されるが、地域農業の中核的存在による荒廃農地を出さない取組が期待されることから、集落営農法人や認定農業者との連携強化を図る必要がある。【農業振興課】
- 大規模災害により多くの方が住家を失った場合には応急仮設住宅の建築が必要となるため、仮設住宅用地として長期間利用できる候補地を確保する必要がある。【建設課】

B 地域の生活機能の維持・地域の活性化

- 地域防災力の向上のため、自主防災組織が開催する防災訓練や講習会、防災資機材整備等を支援し、自主防災組織の活性化を推進する必要がある。【総務課】
- 山地災害発生に備え、治山施設の整備等により防災減災対策を推進する必要がある。【農林整備課】
- 住家建物近辺の急傾斜地の崩壊により多くの被害者が発生するおそれがあることから、急傾斜地対策事業の効率的な運用を推進する必要がある。【建設課】
- 豊後大野市備蓄計画に基づき、被災者支援のための食料や飲料水等の計画的な備蓄を行うとともに、自主防災組織等が開催する防災講習会等で各家庭や地域での備蓄を推進する必要がある。【総務課】
- 学校避難所については、原則として体育館施設を避難所として使用することとしているが、感染症対策や避難所環境の劣悪化が想定される場合において、校舎等の使用についても考慮する必要がある。【総務課】
- 指定避難所における停電対策として、非常用電源の確保、発電機、ポータブル蓄電池等を整備する必要がある。【総務課】
- 孤立集落の状況把握や物資の搬送には防災ヘリやドローンの活用が必須となるため、関係機関と連携した実践的な訓練を実施する必要がある。【総務課】
- 公助による支援の手が届かない場合、自助に加えて自主防災組織が行う共助の取組によって被災者支援を行わなければならない。引き続き自主防災組織の設立、見直しを促し、活動の活性化を支援していく必要がある。【総務課】
- 農村地域の高齢化、人口減少が進む中、地域コミュニティを最大限に活用し農業の有する多面的機能（水源涵養、農地保全、景観形成等）の維持・発揮を図るため、日本型直接支払制度等を推進し、併せて、防護柵やネットの設置等による有害鳥獣被害防止対策を推進する必要がある。【農林整備課】
- 森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を維持するため、再造林の促進や間伐、担い手育成などにより森林整備対策を推進する必要がある。【農林整備課】
- 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、市民により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、これらを担う自主防災組織などの地域コミュニティの機能を強化させる必要がある。【総務課】
- 地域における飲料水の確保を推進するため、豊後大野市自主防災組織等活動事業補助金を活用した飲料水の備蓄や生活用水確保のための資機材の整備を推進する必要がある。【総務課】
- 農業を主とする地域コミュニティの崩壊を防ぐため、集落営農法人や認定農業者等の地域農業の中核的担い手を育成し、連携した取組を行う必要がある。【農業振興課】
- 過疎化、高齢化による荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が懸念される中、中山間地域等直接支払制度により担い手の育成等による農業生産の維持を通じ、農地の保全や地域コミュニティを維持する必要がある。【農業振興課】
- 過疎化、高齢化による耕作放棄地化を防ぎ、有害鳥獣から農作物を守る農地保全対策を推進するため、中

山間地域直接支払や多面的機能支払交付金により集落単位で農地の保全を行うとともに地域コミュニティを維持する取組を行う必要がある。【農林整備課】

- 豊後大野市災害廃棄物処理計画に基づき設置している災害廃棄物仮置場等について、選定地が被災し使用することができない状況も鑑み、なるべく多くの候補地を選定する必要がある。【環境衛生課】
- 文化財が破損した場合の復元は非常に困難であるため未然に防止するための取組が必要である。また自然環境の中では、降雨・太陽光・温度変化等により日々風化していくため、常時において除草等の日常管理を行うとともに文化財・文化的景観の保存のための調査研究を行う必要がある。【社会教育課】
- 被災地となった土地の境界が明確に分からず復旧復興に支障を来すことに備え、地籍調査事業の進捗を進める必要がある。【農林整備課】

C 防災教育・人材育成

- 児童福祉施設、学校施設等の各施設が災害時対応マニュアルを作成し、災害発生時の避難場所や避難方法について園児、児童、施設利用者等に周知を行うとともに、年1回以上の避難訓練等の実施を推進する必要がある。【子育て支援課】【学校教育課】
- こどもたちが防災に関する正しい知識を身に付け、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動が取れるよう、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭や学校等における取組を通じて防災教育の推進を図る必要がある。【学校教育課】
- 市民の迅速な避難を促すため、また大雨時の浸水の危険性について周知を図るため、各種河川の洪水ハザードマップを作成し、対象地域へ配布する等の取組を行う必要がある。【総務課】
- ため池ハザードマップを活用し、防災意識の啓発や災害時の避難場所・経路の周知を推進する必要がある。【農林整備課】
- 土砂災害警戒区域や浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成、避難訓練の実施指導を行い、避難行動の確立を推進する必要がある。【総務課】
- 土砂災害のおそれがある区域について、県の指定箇所をハザードマップ化し、その危険性や早期避難の重要性について広く市民に周知啓発を行う必要がある。【総務課】
- 避難に時間を要する高齢者に対し、シニアクラブの会合において、避難行動や防災・減災についての学習会を開催するなど、「自助」についての取組を促進する必要がある。【高齢者福祉課】
- 防災意識の啓発や地域の防災リーダーとして地域住民の防災意識の向上の取組が期待される防災士を継続して養成・育成していく必要がある。【総務課】
- 救命効果の更なる向上を目指し、救急救命士の育成等による救急業務の高度化の推進や、医療機関災害派遣医療チーム（DMAT）との連携強化を図る必要がある。【消防本部】
- 地域において火災を含む災害対応の中心となる消防団の育成強化は、災害初動期の被災者支援に大きく関与してくるものである。引き続き、団員の確保に努め、訓練を通じて活動が円滑に行われるよう支援する必要がある。【消防本部】
- 災害初動期の傷病者対応、避難所での医療活動の中心となる DMAT の育成・技能向上は被災者支援の最も要となるところであることから、災害発生時の円滑な支援が行えるよう努める必要がある。【市民病院】
- 食物アレルギーへの配慮やプライバシー確保等、避難者の多様なニーズに対応できるよう、豊後大野市備蓄計画に則った備蓄品の確保や避難所運営訓練による避難所配備要員の知識・技能の習得、また、市職員に代わり避難所運営ができる人材の育成を推進していく必要がある。【総務課】

- 災害ボランティアセンターを統括運営する社会福祉協議会が主催する災害ボランティアネットワーク協議会において連携して行う必要があるため、平時より関係機関を含めた災害ボランティアセンター開設運営訓練を行い、情報の共有、手順の確認を行っておく必要がある。【総務課】
- 被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士等、災害時に必要となる人材について県と連携して人員の増加・育成に努める必要がある。【建設課】
- 災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力の構築が重要となるため、引き続き自主防災組織の結成を促進するとともに避難訓練や防災学習の実施などを通じた地域づくり活動を活性化させる必要がある。また、防災意識の啓発や避難訓練、避難所運営等の要となる防災士の継続した養成・育成を行う必要がある。【総務課】
- 地域防災力の中核として「地域密着性、要員動員力、即時対応力」を有する消防団の活動の強化を図る必要がある。【消防本部】

D 官民連携

- 災害時における食料や飲料水等支援物資の提供等に関し、民間企業や各種団体、他自治体との相互応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既締結先との連携強化を図る必要がある。【総務課】
- 発災後に、迅速な輸送道路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集等必要な体制整備を図る必要がある。【建設課】
- 発生した孤立集落を早期に解消するには迅速な道路啓開が必要となるため、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集等必要な体制整備を図る必要がある。【建設課】
- 災害対応を迅速かつ効率的に行うためには、防災関係機関との連携が必要であることから、関係機関との合同訓練を行い、相互の業務について確認・共有し、連携強化を図る必要がある。【総務課】
- 発災後に、他地域からの医療チーム等の受け入れには主要幹線道路の早期の啓開が最も重要となることから、迅速な輸送道路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集等必要な体制整備を図る必要がある。【建設課】
- 避難所での衛生環境の悪化を防ぐため、生活ごみやし尿の収集運搬について民間事業者と連携し、体制を構築する必要がある。【環境衛生課】
- 災害時において一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者等の要配慮者が、その状況に応じて特別な配慮が受けられる福祉避難所を増やし、安心して避難できる体制を構築する必要がある。【社会福祉課】
- 大規模災害時に必要となる燃料やLPガス等を確保するために関係事業者との相互応援協定を締結し、市関係施設等への優先的な供給体制を構築する必要がある。【総務課】
- 大規模災害時に速やかに燃料やLPガス等の供給を受けられるよう、平時から協定締結事業者との連携を密にし、定期的な訓練を実施する必要がある。【総務課】
- 災害時に被災した施設等が早期に復旧できるよう、関係機関と相互応援協定を締結し、資機材の確保を図る必要がある。【上下水道課】
- 災害の影響が広範囲に及び本市の処理能力を超える場合や、市清掃センターが被災し廃棄物の処理ができなくなる状況に備え、県、他市町村、民間事業者等との協力体制を築き、迅速かつ的確に対応できる体制の構築を図る必要がある。【環境衛生課】
- 災害廃棄物仮置場の設置運営に関しては市職員が行うことが原則であるが、市職員の動員数にも限りがあ

るため、一般社団法人大分県産業資源循環協会との連携を強化し、豊肥支部に加盟する事業者とともに設置手順や搬出等のレイアウト動線の確認等を行う実践的な訓練を実施する必要がある。【環境衛生課】

- 災害の影響が広範囲に及び本市の収集運搬能力を超える状況に備え、県、他市町村、民間事業者等との協力体制を築き、迅速かつ的確に対応できる体制の構築を図る必要がある。【環境衛生課】

E 老朽化対策

- 施設利用者等の安全確保のため、老朽化した施設の耐震化、大規模改修、維持補修を行う必要がある。【まちづくり推進課】
- 災害時の園児、児童、施設利用者等の安全確保のため、老朽化した施設の耐震化、大規模改修、維持補修を計画的に行うがある。【子育て支援課】【学校教育課】
- 地震、風水害等の災害による住宅等の倒壊に伴い多くの被災者が発生し、避難を妨げる等の影響があるため、住宅の耐震化を推進する必要がある。【建設課】
- 老朽化した市営住宅に居住する市民が大規模地震により被害にあわないよう建替、解体、改修等を行う必要がある。【建設課】
- 市街地では古い木造家屋が多く、地震による火災が起きた場合、密集した古い木造家屋地は大規模火災となる懸念があるため、木造家屋の耐震化、老朽空き家取り壊しの補助制度の周知を図る必要がある。【建設課】
- 大規模地震や洪水により堤体等が決壊し、下流域の人家や道路等へ被害が生じるおそれがある防災重点農業用ため池を中心に、改修・廃止等の対策を推進する必要がある。【農林整備課】
- 市道、広域農道、幹線林道において大規模地震による重要構造物の崩落等による物資等の円滑な配送が困難になるため、橋梁やトンネルの定期的な点検、長寿命化対策を行う必要がある。【農林整備課】【建設課】
- 大規模災害時における浄水場の被災、水道管の破損等により多くの市民へ飲料水・生活水の提供が滞る事態が予想されることから、長寿命化計画を策定し、計画的な施設の更新、耐震化を図る必要がある。【上下水道課】
- 下水道処理施設の被災により汚水の処理ができず不衛生な状況が継続することが予想されるため、長寿命化計画を策定し、計画的な施設の更新、耐震化を図る必要がある。【上下水道課】
- 道路の防災・震災対策や老朽化対策、無電柱化を着実に推進するとともに、災害時の救援活動が行うことができる幹線道路及びこれらを補完する道路網を構築する必要がある。【建設課】

F デジタル活用

- 豊後大野市医師会、市内医療機関との連携を強化し、災害時、施設情報共有のために EMIS の活用や通信機器の多重化などの取組を推進する必要がある。【市民病院】
- 日頃より大規模災害に備え、災害情報や避難所の開設状況等を配信する本市の防災アプリ「@InfoCanal」のインストールを普及促進する必要がある。【総務課】
- テレビ・ラジオ放送の中断等が発生した場合においても避難所での公衆無線 LAN の使用ができるよう小中学校体育館に「00000JAPAN」が使用できる設備を配備する必要がある。【学校教育課】